

第2次 八重瀬町総合計画

基本構想 (10年:2019~2028年度)

前期基本計画 (5年:2019~2023年度)

大地の活力と うまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち



2019(平成31)年3月
沖縄県八重瀬町



『第2次八重瀬町総合計画』 策定にあたって

本町では、2009(平成21)年度に「第1次八重瀬町総合計画」を策定し、都市・集落・自然との共生や、町民福祉の向上のためのまちづくりを進めてまいりました。

2018(平成30)年度で計画期間が終了することから、このたび「第1次八重瀬町総合計画」において掲げた将来像「大地の活力と うまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち」を継承し、2019(平成31)年度から10年間の長期的な展望に立った、効果的・効率的なまちづくりを進めるための指針となる「第2次八重瀬町総合計画」を策定しました。

これまで、着実なまちづくりを進めてきたことで、緩やかではありますが、人口は増加傾向にあり、大型店舗や企業等の参入により地域経済においても活性化が図られてきました。しかしながら、少子高齢化の急速な進展、子どもの貧困問題などの福祉の充実や老朽化する社会インフラの更新や維持管理、ICT技術の進化によるライフスタイル・ワークスタイルの変化など、今後、広い範囲で町民生活への影響が懸念されます。

このような大きく変容する地域社会の状況に的確に対応していくためにも、健全で効率的な行財政運営を図りながら、町民と行政が互いに尊重し合い連携し、協働のまちづくりを推進してまいります。また、地域経済を支える産業振興を図り、本町の経済発展と町民生活の向上の実現に努めてまいります。

本計画策定にあたりましては、町民アンケートやワークショップ、自治会意見交換会等を通し、さまざまなご意見やご提言をいただきました。町民の皆さまや審議にご尽力いただきました八重瀬町総合開発審議会委員の皆さまをはじめ、関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、本町の将来像実現に向けて、今後、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019(平成31)年3月

八重瀬町長 新垣 安弘

目次

序章

1	計画の概要	02
1.1	計画策定の趣旨	02
1.2	総合計画とは	03
1.3	分野別計画との関係	03
1.4	総合計画の構成と期間	04
2	町の概要	05
2.1	位置・地勢	05
2.2	町章	06
2.3	町のキャラクター やえせのシーちゃん	06
2.4	町民憲章	06
2.5	町花、町木、町花木、町魚	07
2.6	地域資源	08
2.7	自然	09
2.8	人口	10
2.9	土地利用	10
2.10	産業	11
2.11	雇用	12
2.12	行財政	13
3	まちづくりを取り巻く課題（全国的な課題）	14
4	まちづくりに対する町民の意向（まちづくり町民アンケート結果）	16
4.1	町の取り組みに対する満足度	16
4.2	注力すべき取り組み	18
4.3	土地利用の方向性	18

第1章 基本構想

1	八重瀬町の目指す姿	20
1.1	八重瀬町の将来像	20
1.2	まちづくりの指針	21
1.3	将来人口	21
2	まちづくりの基本方針	22
2.1	5つの基本方針	22
3	行財政の基本方針	28
3.1	行財政に関する取り組み	28
3.1.1	行政	28
3.1.2	財政	28
3.1.3	職員の資質向上	28
4	土地利用の基本方針	29
4.1	土地利用に関する基本的な課題	29
4.2	土地利用の基本方向	29
4.2.1	自然環境の保全	29
4.2.2	農地の保全と有効利用	30
4.2.3	秩序ある土地利用	30

4.2.4	観光およびレジャーエリアの整備	31
4.2.5	土地利用の検討	31
5	基本構想の推進に向けて	33
5.1	実効性の確保	33
5.2	関係機関との連携	33

第 2 章 前期基本計画

1	計画策定にあたって	36
1.1	基本計画の役割	36
1.2	基本計画の期間	36
2	まちづくり施策	37
2.1	施策体系	37
2.2	施策内容	37

基本方針 1 誰もが健やかに暮らすまち

(1)	健やかな心身の育成	38
(2)	福祉の充実	40
(3)	互いを尊重する社会づくり	42

基本方針 2 営みを支えるまち

(1)	農林水産業の振興	44
(2)	観光の振興	46
(3)	商工業の振興	48
(4)	新たな活力の育成	50
(5)	雇用と良質な職場の確保	52

基本方針 3 豊かな学びのあるまち

(1)	幼児教育の充実	54
(2)	学校教育の充実	56
(3)	生涯学習の充実	58
(4)	スポーツ・レクリエーションの振興	60
(5)	歴史・文化の継承と発展	62

基本方針 4 人がつながり活かし合うまち

(1)	コミュニティの維持と発展	64
(2)	町民参画の推進	66
(3)	情報伝達・共有の仕組みづくり	68

基本方針 5 発展の基盤を備えたまち

(1)	自然環境の保全	70
(2)	市街地および集落整備	72
(3)	社会インフラの整備・充実	74
(4)	公共交通の充実	76
(5)	暮らしの安心・安全の向上	78

行財政

(1)	行政	80
(2)	財政	82
(3)	職員の資質向上	84

目次

資料編

1	策定の経緯	88
1.1	総合計画の策定体制	88
2	各種会議の開催	89
2.1	総合計画素案策定部会	89
2.2	総合計画策定会議・幹事会	89
2.3	総合開発審議会	89
3	町民協働の取り組み	90
3.1	地域説明会	90
3.2	まちづくりワークショップ	90
3.3	八重瀬町のまちづくりに関するアンケート（町民アンケート）	90
3.4	区長・自治会長意見交換会	91
3.5	パブリックコメント	91
3.6	議会説明	91
4	諮問・答申	92
4.1	総合開発審議会への諮問	92
4.2	総合開発審議会からの答申	93
5	各種条例、規程等	94
5.1	八重瀬町総合計画策定条例	94
5.2	八重瀬町総合計画策定会議規程	95
5.3	八重瀬町総合開発審議会設置条例	96
6	各種会議委員名簿	97
6.1	総合開発審議会委員名簿	97
6.2	総合計画策定会議・幹事会名簿	98
6.3	総合計画素案策定部会委員名簿	99

序章



具志頭のフクギ並木

1 計画の概要

1.1 計画策定の趣旨

本町は、2006(平成18)年、東風平町と具志頭村が合併し新生八重瀬町として誕生しました。その背景には、道路の整備や自動車の普及などによる日常生活圏の拡大、町民が求めるニーズの多様化や高度化、少子高齢化社会や人口減少時代の到来、本格的な地方分権の推進や地域間競争時代の到来、国・地方の財政状況の著しい悪化などがありました。

さまざまな課題がある中で誕生した八重瀬町のまちづくりは、合併に際して定められた「新町建設計画」や「町民憲章」を踏まえた「第1次八重瀬町総合計画」(計画期間:2009(平成21)年度～2018(平成30)年度)に基づき行ってきました。総合計画では、町の将来像として「大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち」を掲げ、その実現に向け、都市・集落・自然の共生や、町民福祉の向上のための施策を実施し、着実にまちづくりを推進してきました。

この間、わが国では人口減少や少子高齢化の進展、経済のグローバル化、情報コミュニケーション技術の進展など、町を取り巻く社会情勢には大きな変化がありました。また、2011(平成23)年に発生した東日本大震災や2016(平成28)年に熊本県を中心に発生した震災などを受け、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対し、総合的な危機管理体制の強化が求められるようになりました。

本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要になる中、本町においては、依然として厳しい財政状況が続いています。将来的には、少子高齢化や人口減少により、税収の減少が懸念されます。さらに、公的扶助にかかる費用は自然増加し、老朽化する社会インフラにも更新が必要となってくるなど、支出も大きな課題となっています。本町の住みよさや町民の満足度を向上していくためには、さらなる努力が必要な段階にあります。

今後、町の持続的な発展を目指していくためには、健全な行政経営を図りながら、町民と行政が連携し、信頼関係の基で協働のまちづくりを進めていく必要があります。

八重瀬町総合計画は、こうした町の現状やさまざまな課題、社会情勢や町民ニーズを捉え、将来像である「大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち」の実現に向けて、長期的な視点を持ったまちづくりを進める上での指針として決めました。

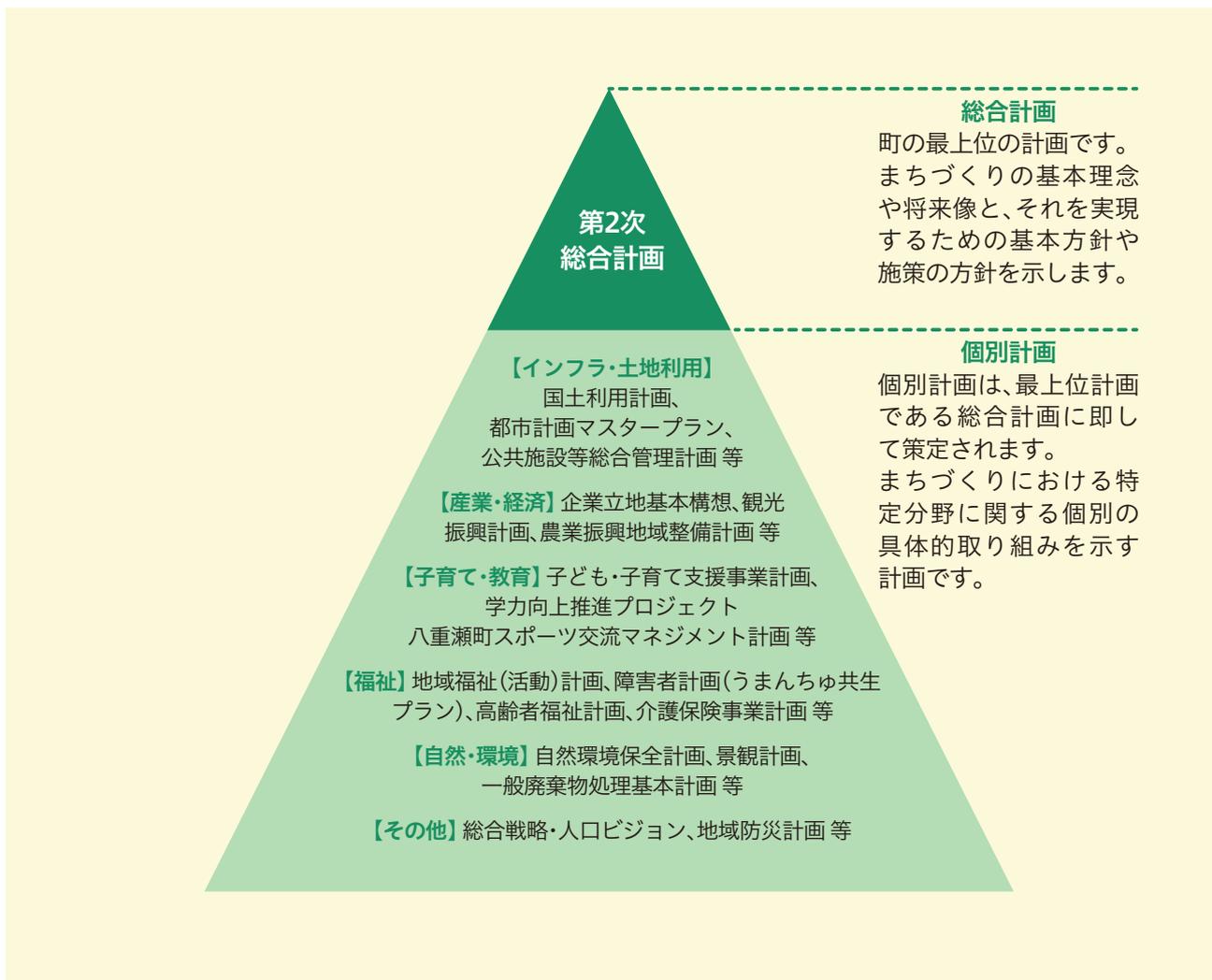
1.2 総合計画とは

八重瀬町総合計画は、将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針として、町の望ましい姿を町民とともに創造する、町民と行政の共通の目標を示す計画です。

1.3 分野別計画との関係

町政の各分野には、それぞれの課題に応じて基本方針や基本計画など各種の個別計画が策定されています。これらは、法令上の位置づけや策定の趣旨の違いなどにより、その期間や表現などもさまざまです。

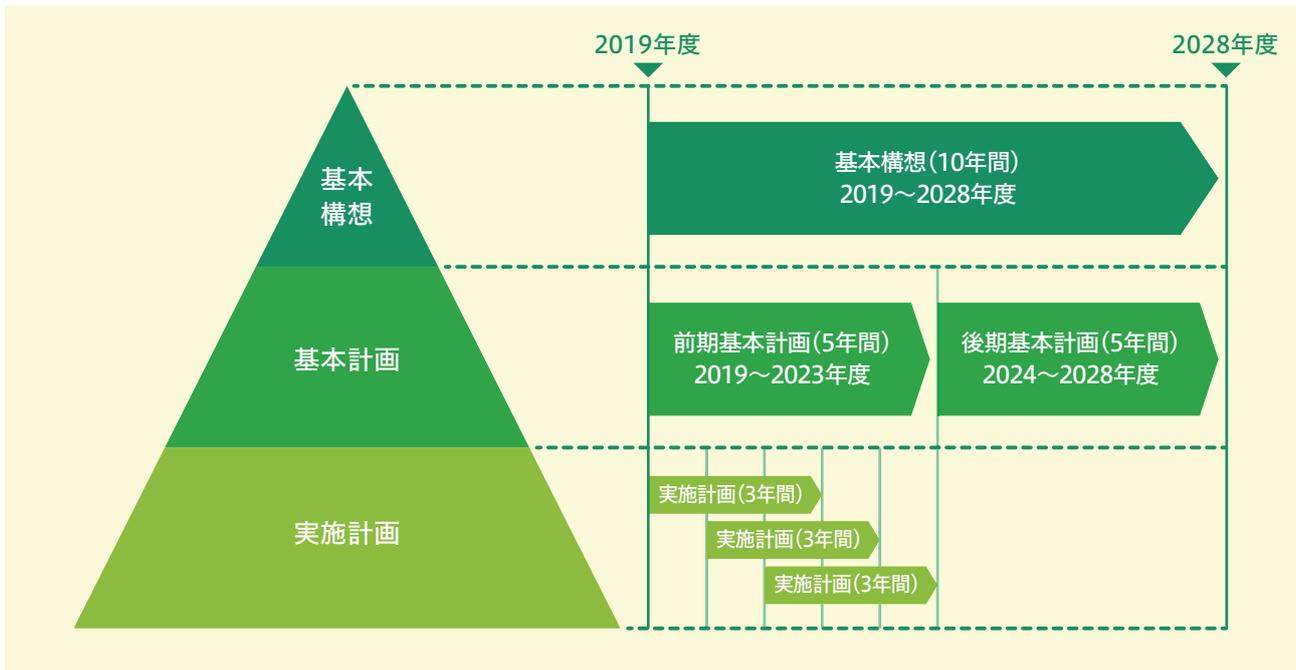
総合計画は、こうした各分野で策定される個別計画の最上位に位置づけられます。すべての個別計画が、最上位計画である総合計画の各分野の内容を補完し、具体化していくものとなります。



1.4 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成され、基本構想は2019年度を初年度とし、2028年度を目標年次とします。基本計画は社会環境の変化に柔軟に対応し、円滑な進行管理を期するため前期5年、後期5年とします。

なお、これらの構想や計画をもとに、実施計画は3年を目途として策定し、運用します。



基本構想	まちの将来像を実現するための指針、各分野における基本方針と基本施策を示します。
基本計画	基本構想で掲げた将来像の実現に向けて、各分野で取り組むべき施策や手段などを具体的に示します。
実施計画	基本計画に示された施策・事業について、財政計画等と連動させ、優先度を考慮しながら具体的に実施する事業計画を示します。

2 町の概要

2.1 位置・地勢

八重瀬町は、沖縄県本島南部の中心に位置し、東は南城市、西は糸満市、南は太平洋、北は南風原町と豊見城市に接しています。町域は、東西に約 6.6km、南北に約 9.1km でやや長方形をなしており、総面積は 26.96km² です。

また、県都那覇市にも近接しており、県庁から町の北端までの距離が約 4.7km、役場庁舎までは約 7.1km の位置にあります。



地勢は、全体的に起伏に富んだ地形となっており、町の中中部側には、町名の由来にもなっている八重瀬岳を最高地（標高 163m）とする丘陵大地があり四方を望めます。また、南端は太平洋に面する丘陵地、東・西・北部の一带は緩やかな台地状となっており、平坦地形が緩やかに北方へ広がっています。大地の大部分はさとうきび畑で、その中に集落が点在しています。

また、全体的に肥沃な土壤に恵まれ、古くから農業の盛んなまちとして発展してきましたが、近年、那覇市などの都市部に近い北部側の地域においては、ハード整備が進み、都市化が進展しました。大型店舗が進出し、集合住宅が立ち並ぶようになり、田園と都市が共存するまちとなっています。

2.2 町章



八重瀬町の頭文字「八」を八重瀬岳に見立て、鮮やかな緑色で「大地の活力」を表現し、中心の「丸」は、融和をもってまちづくりに取り組む町民の心を、明るく温かみのあるオレンジ色で「うまんちゅの魂」を、さらに「水色の部分」は、八重瀬岳のふもとで繁栄する「自然と共生する清らまち」八重瀬町を表現しています。

2.3 町のキャラクター やえせのシーちゃん

八重瀬町では、公式キャラクターのシーちゃんが、観光や物産などさまざまな PR 活動を行っています。



やえせのシーちゃん

エージグシク(八重瀬城)に住むシーサーの精。エイサーや棒術など、町内に昔から残る芸能をこよなく愛しています。とっても食いしん坊で、好物は大きくて甘い「ぐしちゃんピーマン」。富盛の石彫大獅子や東風平の石獅子とは親戚とのウワサもありますが、本当かどうかはわかりません。天気の晴れた日には、よくぐしちゃん浜で遊んだり、お散歩したりしているので、見かけたときは話しかけてみてください！ダンスをすることも大好きなので「やえせのシーちゃん元気ダンス」をみんなで踊ってみたらすぐに仲良くなれるかも！

2.4 町民憲章

八重瀬町は、沖縄本島の南に位置し、八重瀬岳のふもとに広がる恵まれた自然や先人たちが築き上げてきた悠久の歴史、伝統文化が息づくまちです。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもち、心豊かで明るく活力あるまちづくりをめざし町民憲章を定めます。

- わたしたちは自然を守り育て、住みよいまちをつくります
- わたしたちはいのち、ふれあいを大切に、思いやりのあるまちをつくります
- わたしたちは心とからだをきたえ、健康で明るいまちをつくります
- わたしたちは歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくります
- わたしたちは働くよろこびと若い力が育つ、活気あふれるまちをつくります

2.5 町花、町木、町花木、町魚



【町花／マリーゴールド】 [キク科]

中央アメリカ原産で、「信頼」、「勇者」、「生命の輝き」など多くの花言葉があります。江戸時代に日本へもたらされ、花期が長く丈夫なことから全国に広まりました。周囲の植物の生育を助けるコンパニオンプランツとしても知られ、「植物のお医者さん」とも呼ばれます。丸みを帯びた花の形と、小さな花が寄り添う姿が「町民の融和」を象徴しています。



【町木／リュウキュウコクタン (方言名:クルチ)] [カキノキ科]

もともと琉球列島に自生している在来種で、古くから三線の棹(さお)や装飾品、家具の材料として珍重されてきました。庭木や盆栽としても広く利用され、沖縄らしい風景を形成する植物として街路樹に選ばれる例も年々増えています。町民に広く親しまれている木であり、「緑を愛し育む町民の心」を象徴しています。



【町花木／ヒカンザクラ] [バラ科]

中国南部や台湾が原産で、漢字では緋寒桜と書きます。ピンク(緋色)の花が、釣り鐘のようにぶら下がった形で咲くのが特徴です。花言葉は「あでやかな美人」、「善行」、「高貴」など。町名の由来である八重瀬岳で「やえせ桜まつり」が開催されるなど、町民に親しまれている花木であり、「活力と潤いのある豊かなまちづくり」を象徴しています。



【町魚／トビウオ (方言名:トゥブー)] [トビウオ科]

トビウオ科に属する種の総称で、沖縄近海では20種ほどが知られています。翼のような胸びれで飛び、飛行距離は300mにもなります。全国各地で刺身や干物として食されるほか、アゴ出汁の材料にもされています。本町で唯一の漁業集落である港川における漁業の始まりはトビウオ漁でした。県内での水揚げは数少なく、今後は伝統の継承や育成も必要となります。大空へ飛び立つことから、「町民の活力と飛躍」を象徴しています。

2.6 地域資源

八重瀬町にはさまざまな地域資源が存在します。八重瀬岳や具志頭海岸に代表される豊かな自然、国内旧石器人骨の代表例となっている全身骨格からなる旧石器時代の人骨化石「港川人」（約2万2千年前）、沖縄県内の村落獅子の中で最大・最古を誇る「富盛の石彫大獅子」、沖縄の民権運動の父「謝花昇」、勤労の喜びを謡った「汗水節」他、「獅子舞・綱引き・棒術・エイサー・港川ハーレー」などの行事が伝統として受け継がれています。

産業面では、農業が盛んで「さとうきび、ピーマン、レタス、ゴーヤー、オクラ、紅いも、小菊、マンゴー、ドラゴンフルーツ」などの彩り鮮やかな農作物があり、また、豊かな漁場を有し海の幸も豊富で、県内でも希少なトビウオ漁が行われています。

2017(平成29)年には、具志頭地域に新たな観光拠点として「南の駅やえせ」が設置され、観光振興だけでなく町民の生活支援、防災などの分野での活用が期待されています。こうした多くの地域資源がまちの誇りとなっています。



港川人



富盛の石彫大獅子



謝花昇



棒術



エイサー



港川ハーレー



獅子舞



綱引き



汗水節の碑

2.7 自然

八重瀬町の東風平地域では市街地化が進んでいますが、そうした場所の付近にも畑や緑が残っており、自然と街の調和した良好な空間が形成されています。町名の由来にもなっている八重瀬岳の一带は、琉球石灰岩で形成された台地となっています。山の北側には急斜面が広がり、その斜面を中心に豊かな森も見られます。

町の南側、具志頭地域は農業が盛んで、ランドマークとなっているフクギ並木もあり、自然豊かな環境になっています。太平洋を臨む海岸の内陸側には、帯状に森林が続き、具志頭城跡から見下ろす海岸にはキノコ岩とも呼ばれる雄大な海食崖、その先には広い海岸草原や砂浜も見られ、風光明媚で独特な景観を有しています。

八重瀬町は、内陸の丘陵地である東風平地域から、起伏に富み、独特で豊かな自然が残る具志頭地域まで、多様な環境と景観を有しています。それら一連の環境の中に、市街地や住宅地、農地などがバランス良く広がっているという点で、理想的な地域であるといえます。さらに、内陸の丘陵地に降った雨は川の流れとして海へと注ぎ、また地面に浸透した水は豊かな地下水となって海岸にまで湧水をもたらしており、地形や動植物、景観とともに、水資源の面でも非常に恵まれた土地となっています。



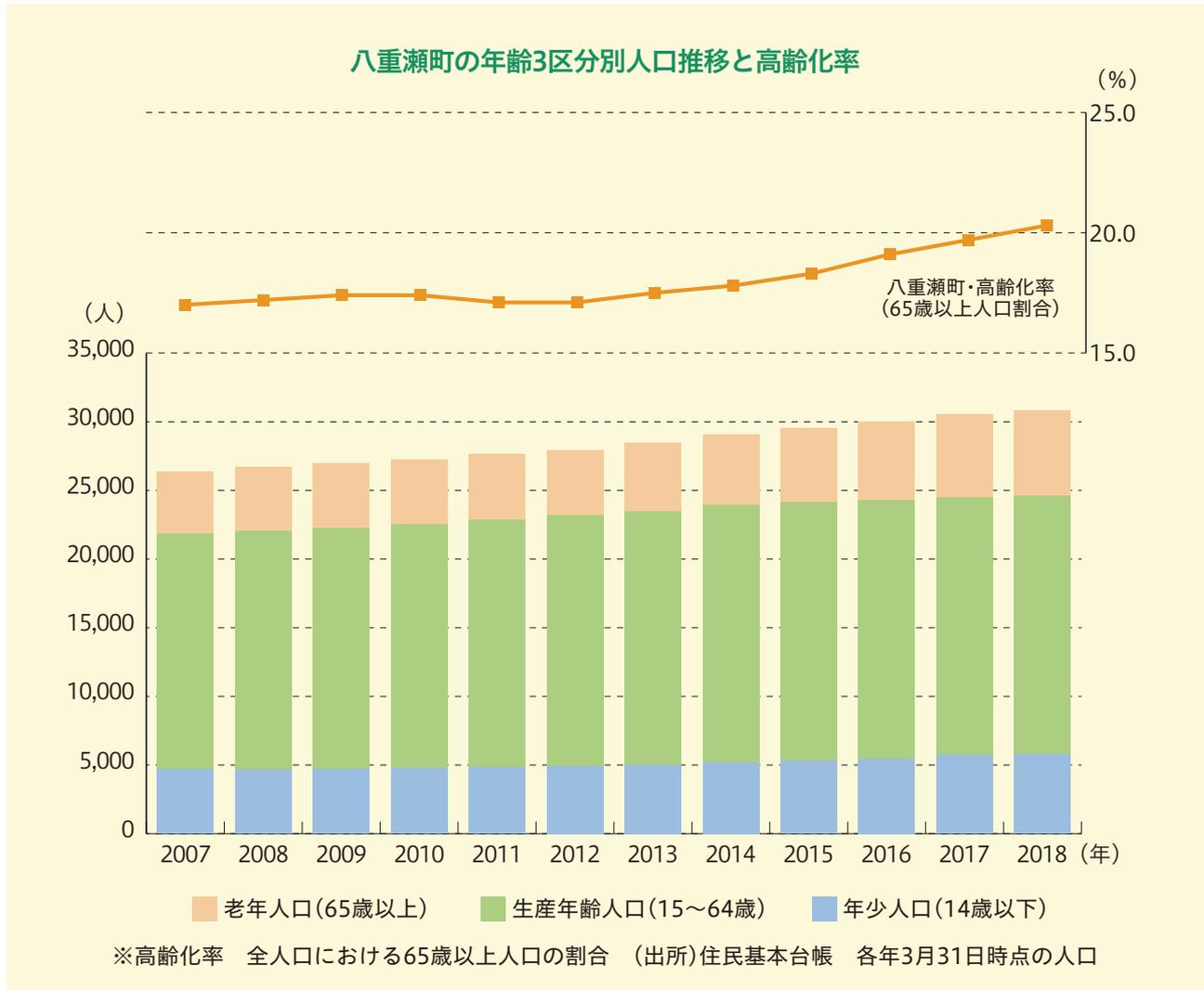
八重瀬岳



ホロホローの森

2.8 人口

本町の人口は現在も増加傾向にありますが、高齢化は少しずつ進行しています。



2.9 土地利用

八重瀬町の東風平地域は那覇広域都市計画区域に属しており、14.79km²のうち市街化区域は1.35km²(9.1%)、市街化調整区域13.44km²(90.9%)となっています。また、町全域(26.96km²)に対する市街化区域の割合は5.0%と低い状況にあります。具志頭地域は、都市計画区域外となっており、全域が農業振興地域となっています。

町の中心に位置する伊覇・屋宜原土地区画整理区域、国道507号沿線においては、商業施設や業務施設が集積しつつあり、新庁舎を中心としたタウンセンターゾーンの形成が進んでいます。北側の地域は市街化調整区域となっていますが、住宅地開発等による都市的土地利用が行われています。南側の具志頭地域については、小規模な宅地分譲や工場建設等が見受けられます。

2.10 産業

2.10.1 農林水産業



農業は本町の基幹産業となっており、町民の就業者のうち9.0%が農業に従事しています(2015年国勢調査)。

農産物では、肥沃な土壌を活かした農業が盛んで「さとうきび、ピーマン、レタス、ゴーヤー、オクラ、紅いも、マンゴー、ドラゴンフルーツ」など彩り鮮やかな作物が数多く生産されており、工芸作物であるサトウキビや小菊や洋ランなどの花き類も多く栽培されています。このほか、肉用牛の生産や酪農・養豚・養鶏も盛んに行われています。

漁業は港川漁業協同組合を中心に営まれており、パヤオを活用した漁が行われるほか、県内でも珍しいトビウオ漁が行われています。

こうした農林水産業の特色を地域活性化に生かすため、町内で生産される色鮮やかな野菜やフルーツを活用したさまざまなイベントや町のイメージアップにつなげる取り組みが行われています。

2.10.2 商工業



近年のファミリー層を中心とした人口の増加に伴い、町内では大型の飲食店や小売店が増加しています。こうした商業施設の拡充により買い物の利便性が高まっているだけでなく、町民にとっての雇用の場ともなっています。

工業では、県内で入域観光客数が好調に増加していることや建設需要の高まりを背景に、建設業が活気付いています。このほかにも町内では泡盛、黒糖などの食品製造業が営まれており、ここ数年は工業産出額も増加傾向にあります。

2.10.3 観光産業



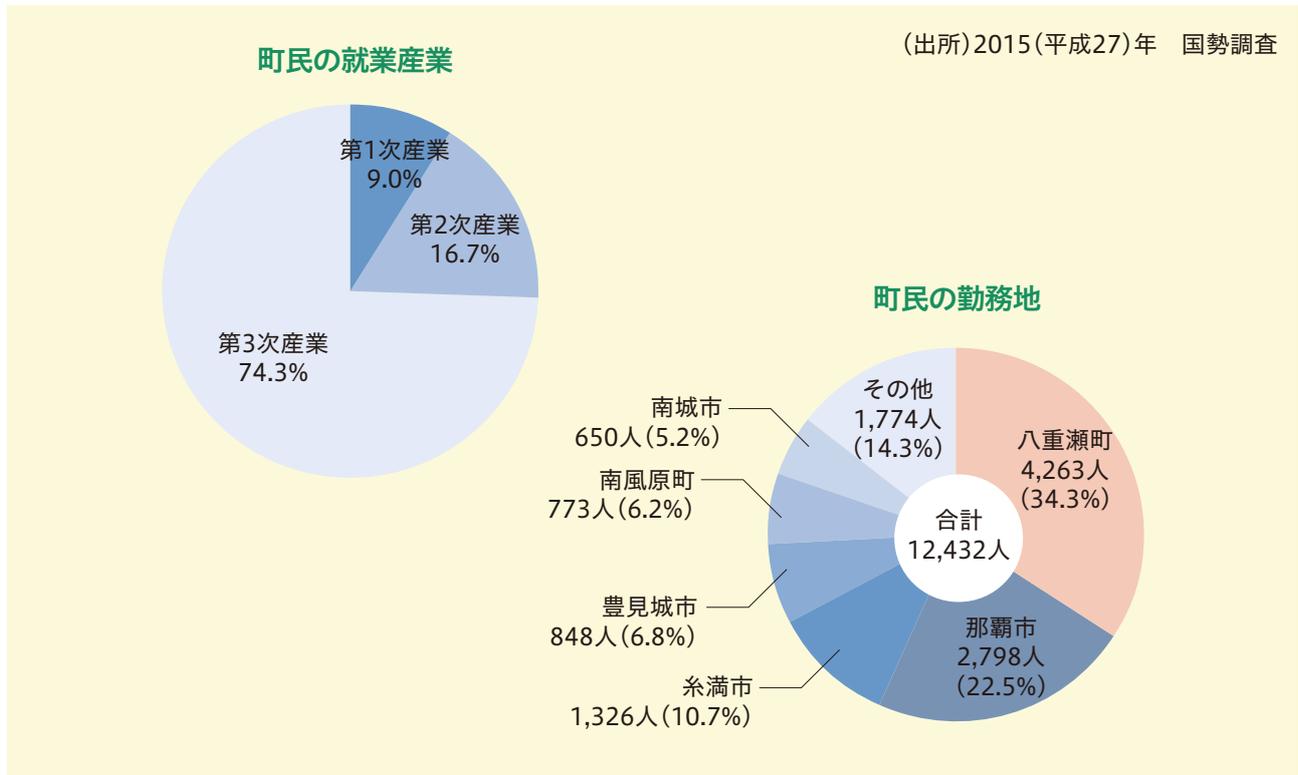
好調な沖縄県への入域観光客数を背景に、本町においてもこれまで以上に観光客が訪れるようになっていきます。

本町は、穏やかなイノーが広がる具志頭浜や坡名城の郷ビーチの海岸線一帯や八重瀬岳に広がる緑豊かな自然に恵まれています。また、旧石器時代の人骨化石である港川人が発見された港川遺跡や、県内で最も古く大きい村落獅子「富盛の石彫大獅子」のほか、町内では、大切に受け継がれてきた獅子舞や棒術、臼太鼓など沖縄を代表する伝統芸能のほかにも唐人行列・大和人行列、シーヤーマーなどのように県内でも唯一ここだけで行われているめずらしい伝統芸能も数多くあります。

さらに、やえせ桜まつりに代表される各種イベントも活発に開催しており、こうした有形・無形の資源を活用した観光振興に取り組んでいます。

2017年には、観光拠点施設「南の駅やえせ」が誕生しており、南部主要ルートの通過点である立地を生かし、まちの産業や地域の歴史、文化、自然を活用した多様な体験・滞在・交流型観光産業の創出に取り組んでいます。

2.11 雇用



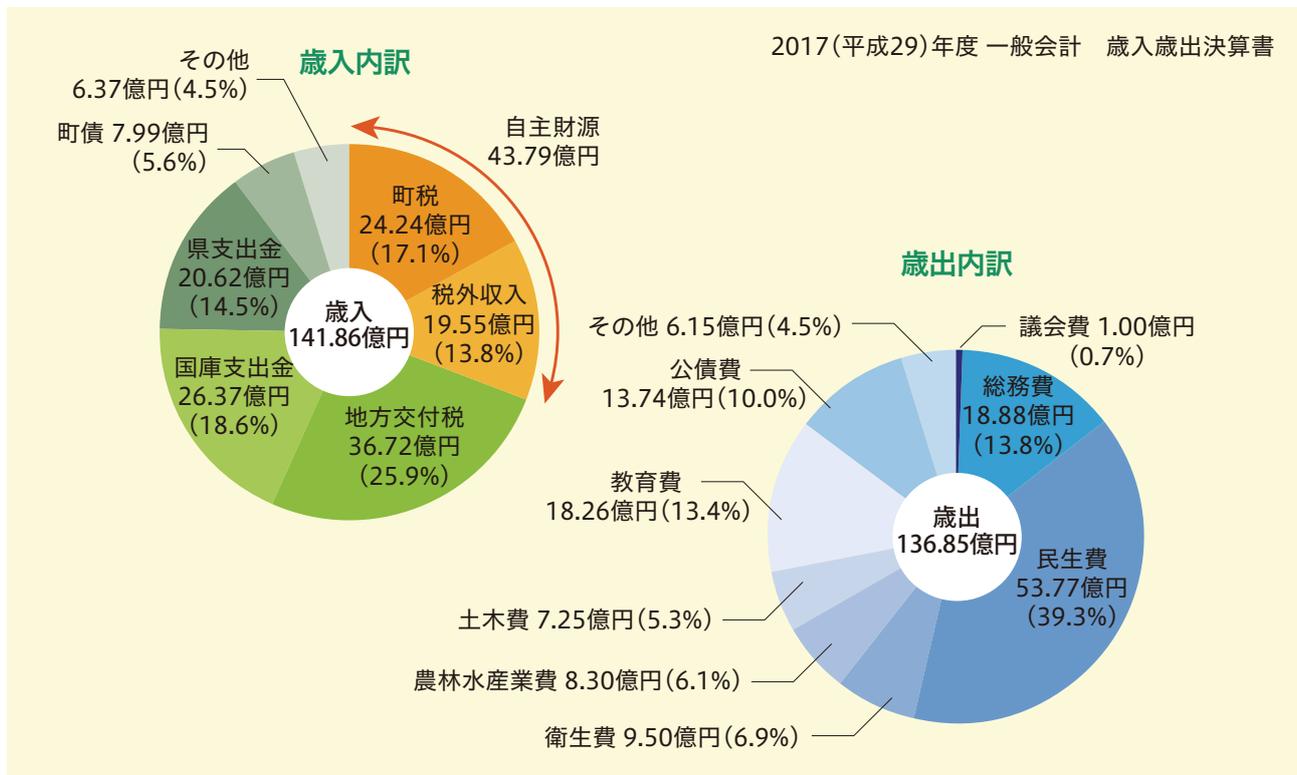
2.11.1 町民の就業産業

町民就業者が就業する産業を見ると、第3次産業が最も多く、第3次産業就業者が増加傾向にあります。第1次産業の就業者割合は9.0%となっていますが、県平均の約2倍の水準となっており、第1次産業が盛んです。

2.11.2 町民の勤務地

2015年の国勢調査によると、町民就業者(12,432人)のうち、町内で就業しているのは、4,263人(34.3%)となっています。町外勤務は、那覇市が2,798人(22.5%)、糸満市が1,326人(10.7%)、豊見城市が848人(6.8%)と続いています。

2.12 行財政



本町の自主財源収入は、2017(平成29)年度一般会計の決算において約44億円となっており、歳入総額の約3割という状況にあります。言い換えると町政運営予算の7割は、国や県からの財源に依存していることになります。

他方、支出においては公的扶助を図るための民生費が増加しており、支出の4割を占めるまでになりました。今後、少子高齢化が更に進展することから、こうした民生費は引き続き増加していく見込みであるだけでなく、老朽化したインフラの更新や修繕を行う必要性も高まっています。こうした現状から、今後も不安定な財政運営を強いられることが予想されます。

厳しい財政状況の中、社会経済情勢は急激な変化に伴い、行政に対するニーズが多様化しています。本町においても、行政の仕組みやサービスのあり方などに対する要望や期待が年々増大する傾向にあります。さまざまな行政課題に対応できる体制を整えるためにも、組織・機構の見直しや定員の適正化、簡素で効率的な組織づくりが求められています。職員に対しては、意識の改革だけでなく、多様化・高度化するニーズに柔軟に対応できる能力も求められています。

こうした状況を受け、本町では2017(平成29)年に「第3次八重瀬町行政改革大綱」を策定しており、「簡素で効率的な行政システムの確立」、「財政の健全化による安定基盤の確立」、「住民との協働と開かれた町政の推進」の3つを柱とした行財政改革を推進しています。

3 まちづくりを取り巻く課題（全国的な課題）

本町のまちづくりのあり方を検討するうえで念頭に置くべき全国的な社会動向を、以下にまとめます。

全国的な社会動向

分野	動向
経済	<ul style="list-style-type: none">・企業の稼ぐ力は向上し、経済の回復基調が続いている・グローバル化の進展に伴い、ライフスタイルも変化している・経済のグローバル化は、産業構造にも変化をもたらしている・ICTの普及に伴い、生活の利便性が向上している・高度情報化は、情報格差の拡大を招いている・地方にも、国際競争や経済危機への備えが求められている・労働力確保に向け、外国人労働者の受け入れ拡大が検討されている
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none">・少子化と高齢化は、今後もさらに進行するとみられる・高齢化の進展に伴い、社会保障費が増大している・国内需要や労働力人口の減少は、経済成長の鈍化をもたらす・自治体の財政悪化による社会生活基盤の衰退が心配される・高齢者や若者、女性が活躍できる社会の構築が求められている
子育てと教育	<ul style="list-style-type: none">・2020年に新学習指導要領の導入が予定されている・スポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現を目指している・安心して子どもを産み育てられる、総合的支援が求められている・家庭や学校に限らず、社会全体が関わる教育体制が求められている
コミュニティの充実	<ul style="list-style-type: none">・過疎化や限界集落の増加により、地域のつながりが希薄になっている・つながりの希薄化が、教育環境や地域文化の衰退を招いている・自分たちのまちを自分たちでつくるという、当事者意識が高まっている・住民や企業、行政の協働による、地域の持続的発展が望まれている・地域の自己解決力や、相互扶助機能の再生が求められている・グローバル化に伴い、地域レベルでも外国人との共生が求められている

分野	動向
安心安全の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や豪雨などの大規模災害が多発し、危機意識が高まっている ・ハード、ソフト両面による、防災体制の強化が急務となっている ・情報技術の悪用、高齢者や子どもが被害者になる犯罪が増えている ・防災と防犯に関するコミュニティの機能強化が求められている
社会インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した道路や橋、トンネルが増加し、問題になっている ・いまだ耐震化されていない学校の校舎や公共施設が存在している ・水道などのライフラインも、老朽化による問題化が懸念されている ・交通網や通信網の整備状況が、地域間格差の原因になっている
環境問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・全世界で経済活動が活発化し、環境問題が深刻化している ・持続可能な社会、人と自然が共生する社会の実現が求められている ・温暖化対策や再生可能エネルギーの普及が急務となっている ・廃棄物の抑制など、個人のライフスタイルも転換を迫られている ・プラスチックによる海洋汚染など、新たな問題も顕在化している
地方分権の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国から地方への税源移譲など、自治体の権限や責任が拡大している ・自治体には、主体的に考え、責任を持って行動する力が求められる ・多くの自治体で、住民と行政との協働によるまちづくりが進んでいる ・多様な主体との協力による、自治体経営の自立化が求められている

4 まちづくりに対する町民の意向（まちづくり町民アンケート結果）

4.1 町の取り組みに対する満足度

本町の各種取り組みについての満足度をたずねた質問では、満足（「満足」および「どちらかといえば満足」の合計）の回答が多い項目から順に見ると、「市街地および集落整備」（38.4%）、「健康づくりの推進」（35.5%）、「文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承」（33.9%）、「交通体系の整備」（33.9%）、「住宅・生活環境の整備」（33.7%）、「学校教育の充実」（26.7%）、「スポーツ・レクリエーションの振興」（26.5%）、「自然環境・生活環境の保全」（26.1%）と続きました。

また、不満（「不満」および「どちらかといえば不満」の合計）の回答が多い項目から順に、「上下水道の整備」（32.6%）、「交通体系の整備」（32.4%）、「効率的な財政運営」（28.3%）、「市街地および集落整備」（27.2%）、「子育て支援の推進」（27.2%）、「雇用対策の強化」（26.5%）、「観光の振興」（26.3%）、「効率的な行政運営」（26.3%）と続きました。

なお、35項目の取り組みのうち、10項目の取り組みにおいて、「不満」が「満足」を上回っており、町民の満足度は高いとはいえない状況が明らかになりました。

町民アンケート結果

(%)

町の取り組み		満足 ※1	不満 ※2
産業振興	農業の振興	23.1	11.0
	水産業の振興	9.9	8.3
	商工業の振興	18.9	16.4
	観光の振興	16.0	26.3
	雇用対策の強化	7.4	26.5
住環境	市街地および集落整備	38.4	27.2
	交通体系の整備	33.9	32.4
	住宅・生活環境の整備	33.7	24.7
	上下水道の整備	24.7	32.6
	地域安全・防災体制の整備	23.1	21.3
	情報通信基盤の整備	18.4	22.2
	循環型社会の構築	13.3	18.2
	自然環境・生活環境の保全	26.1	21.6
健康・福祉	健康づくりの推進	35.5	12.4
	食育の推進	23.8	9.9
	高齢者福祉の充実	21.1	20.2
	子育て支援の推進	18.9	27.2
	障がい者福祉の充実	17.5	16.2
	母子・父子、寡婦福祉の充実	9.9	13.7
	地域福祉の充実	17.5	17.3
教育・文化	家庭教育・幼児教育の充実	21.6	19.6
	学校教育の充実	26.7	16.0
	平和教育の推進	21.1	13.0
	生涯学習の充実・人材育成の推進	17.1	17.3
	スポーツ・レクリエーションの振興	26.5	16.4
	文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承	33.9	12.1
	交流と連携の推進	19.1	12.6
官民協働	協働のまちづくりの推進	15.3	14.6
	男女共同参画社会の形成	11.2	13.0
	コミュニティ活動の強化	16.4	14.8
	情報伝達・共有の仕組みづくり	12.6	19.8
	対話によるまちづくりの推進	11.2	20.2
行財政	効率的な行政運営	8.8	26.3
	効率的な財政運営	7.6	28.3
	行政情報の公開	12.4	24.0

※1 満足 「満足」および「どちらかといえば満足」の合計

※2 不満 「不満」および「どちらかといえば不満」の合計

4.2 注力すべき取り組み

注力すべき取り組みについてたずねた質問では、第1位は「子育て支援の推進」(60.2%)となり、「高齢者福祉の充実」(48.3%)、「学校教育の充実」(47.9%)、「健康づくりの推進」(44.7%)と続きました。上位には福祉に関する項目が多くあがっています。

順位	項目	全体(n=445)	地域		順位	項目	全体(n=445)	地域	
			東風平地域 (n=309)	具志頭地域 (n=132)				東風平地域 (n=309)	具志頭地域 (n=132)
			1	子育て支援の推進				60.2	63.4
2	高齢者福祉の充実	48.3	51.5	40.9	12	市街地や集落の整備	34.8	37.5	28.8
3	学校教育の充実	47.9	49.8	43.2	13	商工業の振興	33.0	34.3	30.3
4	健康づくりの推進	44.7	45.6	43.2	14	人材育成の推進	32.8	31.4	36.4
5	農業の振興	43.8	45.0	40.9	15	上下水道の整備	32.4	35.9	23.5
6	雇用対策の強化	43.1	47.2	34.1	16	協働のまちづくりの推進	30.6	31.7	28.0
7	家庭教育・幼児教育の充実	41.6	43.7	37.9	17	社会教育施設の充実	29.2	30.1	25.8
8	住宅・生活環境の整備	39.6	41.7	34.8	18	障害者福祉の充実	28.8	31.1	24.2
9	地域安全・防災体制の整備	39.1	41.4	34.1	19	コミュニティ活動の強化	28.1	28.8	27.3
10	交通体系の整備	38.2	39.5	34.8	20	情報伝達・共有の仕組みづくり	27.6	29.8	23.5

4.3 土地利用の方向性

土地利用の方向性についてたずねた質問では、全体では「自然環境の保全」が38.4%で第1位にあがり、次いで「商業の振興」(34.6%)、「利便性の均衡」(32.1%)、「景観の保全」(27.0%)、「農業の振興」(25.8%)と続きました。

地域別で見ると、全体では第3位の「利便性の均衡」が、具志頭地域では第1位にあがっています。この他、両地域を比較すると、東風平地域では「自然環境の保全」、「商業の振興」、に対する関心が高くなりました。

順位	項目	全体(n=445)	地域		順位	項目	全体(n=445)	地域	
			東風平地域 (n=309)	具志頭地域 (n=132)				東風平地域 (n=309)	具志頭地域 (n=132)
			1	自然環境の保全				38.4	41.4
2	商業の振興	34.6	38.2	27.3	8	人口の自然増加の促進	16.4	16.2	15.9
3	利便性の均衡	32.1	31.1	34.8	9	新規の転入者の増加	15.7	18.1	10.6
4	景観の保全	27.0	27.8	25.8	10	新規の住人・移住者の抑制	4.5	4.5	4.5
5	農業の振興	25.8	24.6	29.5	11	その他	1.1	1.0	1.5
6	地域の人口バランスの均衡	24.3	26.2	19.7	12	無回答	6.1	5.2	8.3

第1章 基本構想

具志頭城址からの眺め

1 八重瀬町の目指す姿

1.1 八重瀬町の将来像

すべての町民がいいきいと元気に暮らし、誇りと自信をもって、心豊かで明るく活力あるまちを実現するために掲げた、次の将来像を踏襲します。

大地の活力と うまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち^{ちゅ}

本町の将来像は、ずっと先の未来に渡って八重瀬町が実現しようとするまちの姿を表したものです。将来像には、「自然の力と人々の力を合わせ、調和させることによって、活力と魅力に満ちた八重瀬町を実現し、いつまでも続くように」という願いが込められています。将来像を構成する言葉には、以下のような意味があります。

大地の活力

森林などの自然環境や、生産活動の基礎となる土地、農林水産業などに欠かさない地力

うまんちゅの魂

八重瀬町に暮らすすべての人々の魂や気力

自然共生の清らまち^{ちゅ}

八重瀬町が理想とする、自然豊かで清らかな美しいまち

1.2 まちづくりの指針

本町の将来像を実現するための手法や方向性を示すために、新たに「まちづくりの指針」を定めました。

八重瀬らしさを活かした 豊かで健やかなまちの実現

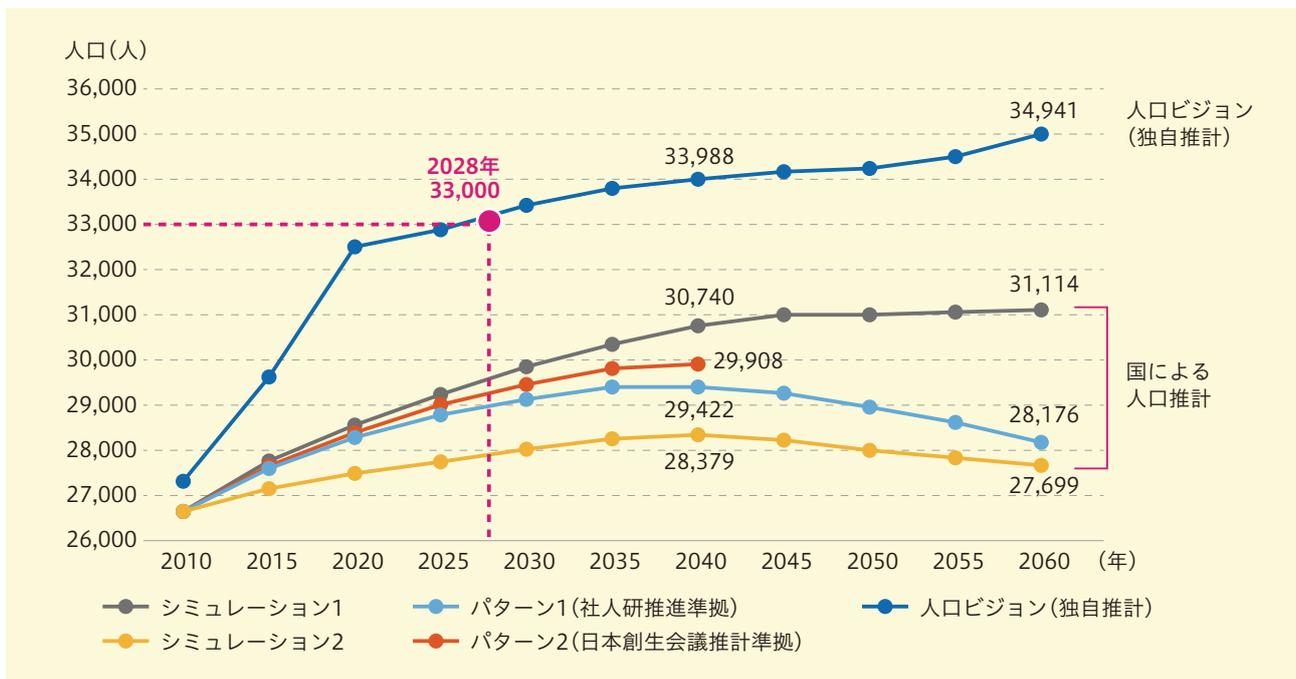
「市街地と田園地帯や自然環境、まちをつくり上げてきた先人や経験豊かな方々と若い世代、歴史や伝統と社会の変化への対応など、さまざまな要素の相乗効果により、豊かで健全な八重瀬町をつくりましょう」という取り組みの方向性を表しています。

八重瀬町を構成するさまざまな要素

- ひと** 子どもや若手からベテラン世代まで、古くからの住民や新しい住民、さまざまな立場・職業・価値観の人々
- もの** 豊かな自然・田園地帯・新しい街、さまざまな産物
- こと** 歴史・文化、農業・工業・観光を含む商業

1.3 将来人口

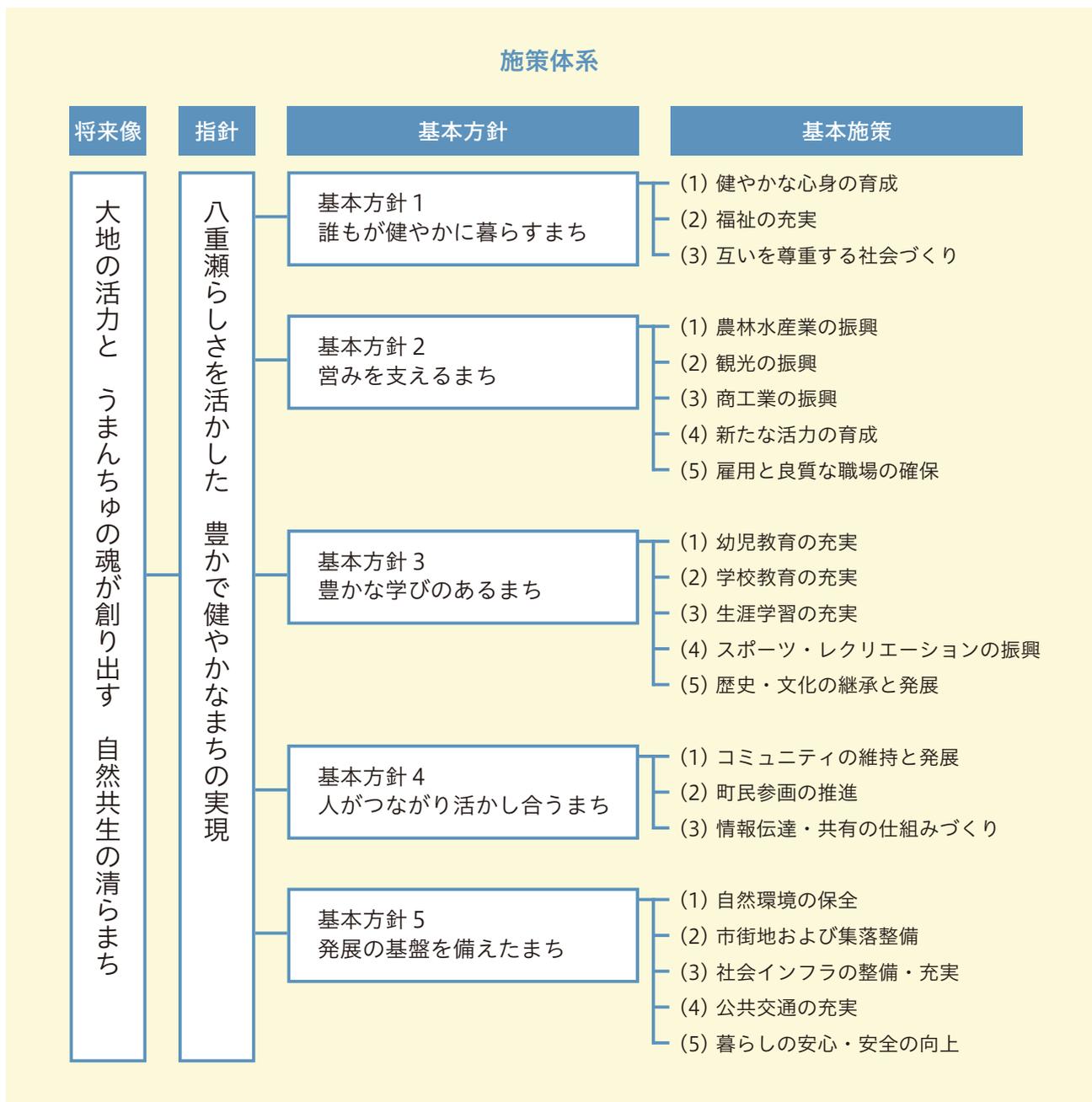
本町の掲げる人口ビジョンに基づき、第2次総合計画の目標年次である2028年度の将来人口を、3万3000人と設定します。



2 まちづくりの基本方針

2.1 5つの基本方針

本町の将来像を実現するための指針と基本方針に基づいて、基本施策を実施していきます。



基本方針1. 誰もが健やかに暮らすまち

すべての町民が心身ともに健やかに、希望を持ってお互いを尊重し、安心して暮らすまちの実現。



(1) 健やかな心身の育成

妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりを行うとともに子どもの健やかな発育と生活習慣を形成することで、成人期・高齢期の生涯を通じた健康づくりの推進。

(2) 福祉の充実

すべての町民が安心して、希望をもって暮らせる地域を実現するための制度、サービスの充実。

(3) 互いを尊重する社会づくり

さまざまな個性や特性、境遇にある人も互いに尊重し合い、自分らしさや資質、希望に応じて社会に参加できる環境の創出。

基本方針 2. 営みを支えるまち

既存および伝統的な産業の振興と、多様な人材や資源が活かされる新たな商工業の育成による、活気ある八重瀬町の実現。



(1) 農林水産業の振興

市街地近郊の食料生産の担い手として、安心安全で付加価値の高い食を提供し続けるための支援と、持続性を担保するための取り組みの展開。

(2) 観光の振興

立地と地域資源を活かした観光産業および観光人材の育成、観光ニーズの変化に対応した取り組みの展開。

(3) 商工業の振興

町内各地域の暮らしと町の経済を支える担い手としての商工業発展の実現と、商工会による支援展開の推進。

(4) 新たな活力の育成

まちの開発と発展、技術や社会情勢、ニーズの変化に対応する、新たな事業に挑戦する担い手への支援と育成。

(5) 雇用と良質な職場の確保

町内での就業に対するニーズを満たす雇用と、さまざまな特性をもつ人、さまざまな状況にある人がやりがいを感じ、キャリアを形成できる職場の確保。

基本方針3. 豊かな学びのあるまち

子供も大人も学びと成長を続け、すべての町民が自分らしさや資質、経験を活かし、充実した暮らしと人生を手に入れられるまちの実現。



(1) 幼児教育の充実

待機児童の解消と、各人が最大限に能力を伸ばせるような質の高い幼児教育の提供。健やかで安心な育児環境の実現。

(2) 学校教育の充実

良好な学習環境を創出し、一人一人の適正や興味に応じた学びの機会を提供することによる学力の向上と人間形成の推進。

(3) 生涯学習の充実

興味関心や必要性に応じて、だれもが、いつでも、どこでも学べる環境の実現。町内人材の育成に努める。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指した、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくり。

(5) 歴史・文化の継承と発展

文化財の調査研究、保全、活用を通し、八重瀬町の歴史に関する啓発、地域に残る民俗芸能の保存と伝承・振興。

基本方針4. 人がつながり活かし合うまち

多様な人々が交流して支え合い、さまざまな志や強みをもつ人々が参画する地域社会の実現。



(1) コミュニティの維持と発展

自治会や女性会、青年会などをはじめとした各種地域団体の活性化と、運営能力を強化する取り組みの展開。

(2) 町民参画の推進

自ら地域をつくっていく意識の醸成と、性別や年齢、職業などの違いによらず、誰もが参画しやすい社会の実現。

(3) 情報伝達・共有の仕組みづくり

必要な情報が必要な人へ効率良く届けられる環境をつくるための取り組みの推進。

基本方針5. 発展の基盤を備えたまち

安心で良質な暮らし、豊かな地域資源、生き活きとした営みを支え、持続的な発展を実現するための諸環境の保全と充実。



(1) 自然環境の保全

市街地や農地、郊外や海岸域までをつなぎ、生活や産業、文化や学びの基盤となる自然環境や景観を保全し、活かすための取り組みの展開。

(2) 市街地および集落整備

本町の一体性の確立と本町全体の均衡ある発展に向けた、適正な土地利用の促進と、魅力と活気あふれる市街地の形成。

(3) 社会インフラの整備・充実

町民や事業者の利便性を高め、暮らしの充実や商工業の発展を実現できるような施設の設置および既存施設の安全性、機能性の向上。

(4) 公共交通の充実

誰もが不自由や大きな負担を負うことなく移動し、暮らせる地域、多様な観光客を引き込むことができる環境の創出。

(5) 暮らしの安心・安全の向上

自然災害による被害や交通事故を防止するためのインフラや仕組みの整備、特殊詐欺やインターネット犯罪などの被害を防ぐ施策の展開。

3 行財政の基本方針

3.1 行財政に関する取り組み

社会の変化に伴って多様化する行政ニーズに応えるための、業務の効率化と精度の向上を図ります。また、持続的な財政運営を実現するために税収を増やしていく努力と、合理的な予算配分、町民のニーズに対応し、高い効率と品質で業務を遂行できる職員の採用と育成を図ります。

3.1.1 行政

行政の責任分野や経費負担のあり方等の観点による補助金の見直し、民間と行政の機能分担や効率性に基づく事務・事業の民間委託、公共施設の整理・統合の推進。行政のムダ・ムラを省き、時代の変化に合わせて仕事や組織を改めることによる、効率的な行政運営の仕組みづくりと住民福祉の実現を目指します。

3.1.2 財政

町の財政規模に見合った健全な財政運営の確立と、現在策定している中長期財政計画における数値目標達成のための、徹底した歳出の見直しを図ります。限られた財源の中で、優位性、緊急性、事業効果等の判断基準に立った、事務・事業の重点化と効率的な配分および財政改革の展開による、行政運営の質的な充実を図ります。

3.1.3 職員の資質向上

町長のリーダーシップのもと、改革を成し遂げるための職員の意識改革と職務に対する専門性、行政能力の向上を図ります。「人材育成基本方針」に基づく職員の研修機会の充実と、自己研鑽の実践による各職員の能力向上を図るほか、限られた人的資源を有効活用するための適切な人事評価と人事管理を実践します。



八重瀬町役場

4 土地利用の基本方針

4.1 土地利用に関する基本的な課題

- 東風平地域は那覇広域都市計画区域で、具志頭地域は都市計画区域外となっており、一つの行政区域の中で異なる土地利用規制となっています。町民に対して都市計画制度の周知を図るとともに、新たな土地利用について検討する必要があります。
- 東風平地域および具志頭地域では、それぞれ特徴に応じた開発が進められています。しかし、まちづくりアンケートの結果では、地域間の開発の差に対して、不公平と感じる住民も多く見られます。
- まちづくりアンケートでは、宅地利用が容易には行えない点に関して不満を感じていることがうかがえます。

4.2 土地利用の基本方向

八重瀬町では、市街地、集落、農地、森林、海岸域など多様な土地利用が図られています。将来にわたってまちの振興・発展につながる町土の利用を図るため、自然環境の保全、地域の歴史的・文化的条件、社会・経済的条件などに配慮し、秩序ある開発に努めます。

4.2.1 自然環境の保全

- 森林、河川、海岸などは潤いや安らぎを与える貴重な自然環境であるとともに、歴史的・文化的資源も包含するなど貴重な環境要素となっており、その保全に努めます。
- 住民生活に身近な屋敷林なども潤いある環境形成に寄与しており、これらの保全・育成に努めます。

4.2.2 農地の保全と有効利用

- 本町の基幹産業である農業の振興を図るため、優良農地の保全・整備を促進します。
- 農用地の流動化を推進し、担い手農家への利用集積を図るとともに新規就農者の育成に努めます。
- 農地は作物の生産基盤であると同時に、本町の田園風景を形成する自然的環境要素となっており、農業の振興のみならず、多様な体験・交流の場として幅広い活用を図ります。

4.2.3 秩序ある土地利用

- 開発住宅団地や土地区画整理事業が行われている市街地については、良好な環境を有する秩序ある土地利用を図ります。
- 既成市街地においては、生活道路の整備やオープンスペースの確保等により、生活環境と利便性の向上を図ります。
- 集落地域については、生活環境整備等により緑豊かな潤いのある空間形成を図ります。
- 新たな住宅団地等の開発時には、周辺環境に配慮し、良好な居住環境の創出に向け、秩序ある住宅地の形成に努めます。



八重瀬公園からの風景

4.2.4 観光およびレジャーエリアの整備

- 八重瀬岳や具志頭地域の丘陵地や海岸域には貴重な自然が残り、優れた景観を有しているだけでなく、歴史的な遺跡も数多く存在します。
- 八重瀬岳は、本島南部一帯を一望する眺望を有していますが、現状はそのほとんどが自衛隊駐屯地となっており、その魅力的な立地を活かすための方策の検討が求められています。
- 特に自然が豊かで多くの地域資源がみられる具志頭地域には、「八重瀬町観光振興基本計画」において「八重瀬まるごとミュージアム」の実現と「沖縄本島南部観光の中央拠点の確立」を目指して観光拠点施設「南の駅やえせ」が設置され、周辺地域を一体的に活用することによる地域活性化が図られることになっています。
- 玻名城の郷ビーチは、海水浴や釣りなどができる身近なスポットとして利用されてきましたが、近年ではシーカヤックの体験などが行われるほか、具志頭浜では、ボルダリングの有名エリアとして全国的に知られるようになっています。また、具志頭遊歩道(ホロホローの森)も整備されており、自然観察をするガイドツアーも実施されるようになりました。
- 南の駅やえせ周辺には港川漁港、港川遺跡、具志頭のフクギ並木、多々名グスク、ハナンダー(自然橋)、屋富祖井(ヤフガー)、具志頭歴史民俗資料館、具志頭城址など多くの地域資源が集積しており、周遊型、滞在型の観光およびレジャーを推進できる地域として期待されています。今後もその貴重な自然環境の保全と活用に努め、既存施設等と連携した一体的な観光、レジャーゾーンの形成と発展に資する土地利用を図ります。

4.2.5 土地利用の検討

- 現在、本町においては、都市計画法が適用される東風平地域と、適用されていない具志頭地域が存在します。まちづくりを進めていく上で、どのような土地利用形態が良いのか、町民の意向も踏まえつつ、町の発展に資するよう新たな土地利用計画の検討を進めていきます。
- 豊見城市と南風原町に隣接する北部地域では、住宅開発や道路交通網の整備等により人口が増加傾向にあります。土地利用の見直しを進め、良好な居住環境を形成していく必要があります。

5 基本構想の推進に向けて

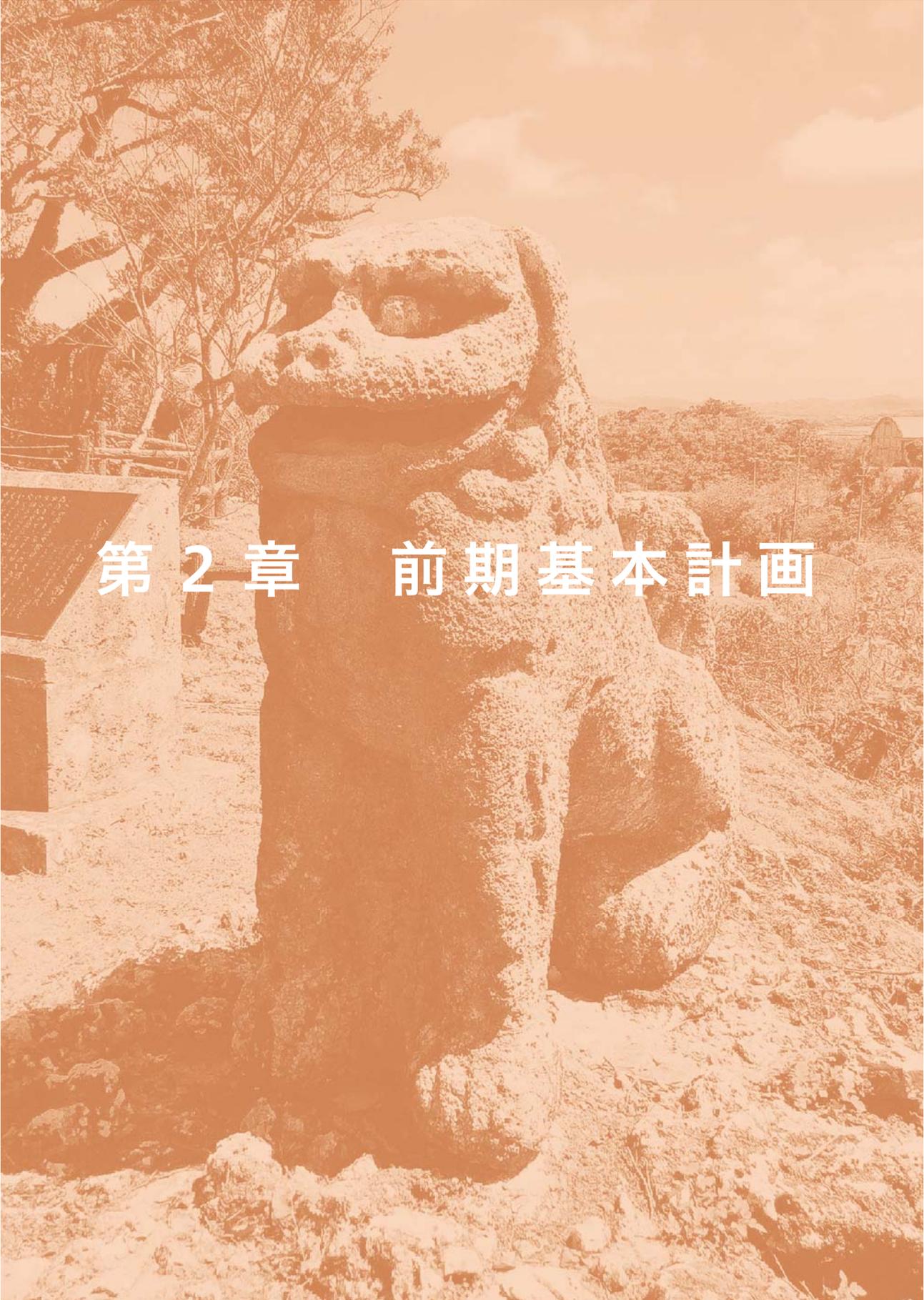
5.1 実効性の確保

基本構想は、今後10年間のまちづくりを総合的かつ長期的な展望を視野をもって、町の目指す将来像とそれを達成するため指針と基本方針等を総合的かつ体系的に示したものです。

先行きの見えない変革の時代においては、社会情勢の変化等を十分に見据え、迅速に対応していかなければなりません。そのため、総合計画においても必要に応じて見直しを行い、計画的なまちづくりの実効性を確保します。

5.2 関係機関との連携

基本構想の実現にあたっては、国、県などの上位計画との整合および民間部門との協力調整を図ります。また、近隣市町等との連携を密にし、広域的な協力体制のもとにまちづくりを推進します。

A large, weathered stone lion sculpture stands prominently in a rural landscape. The lion is carved in a traditional style, with a thick mane and a powerful, seated posture. The background shows a dirt path, some trees, and a small building, all under a clear sky. The entire image has a warm, orange-brown color cast.

第2章 前期基本計画

富盛の石彫大獅子

1 計画策定にあたって

1.1 基本計画の役割

基本構想で掲げた将来像の実現に向けて、各分野の方針や取り組むべき施策、手段などを具体的に示します。

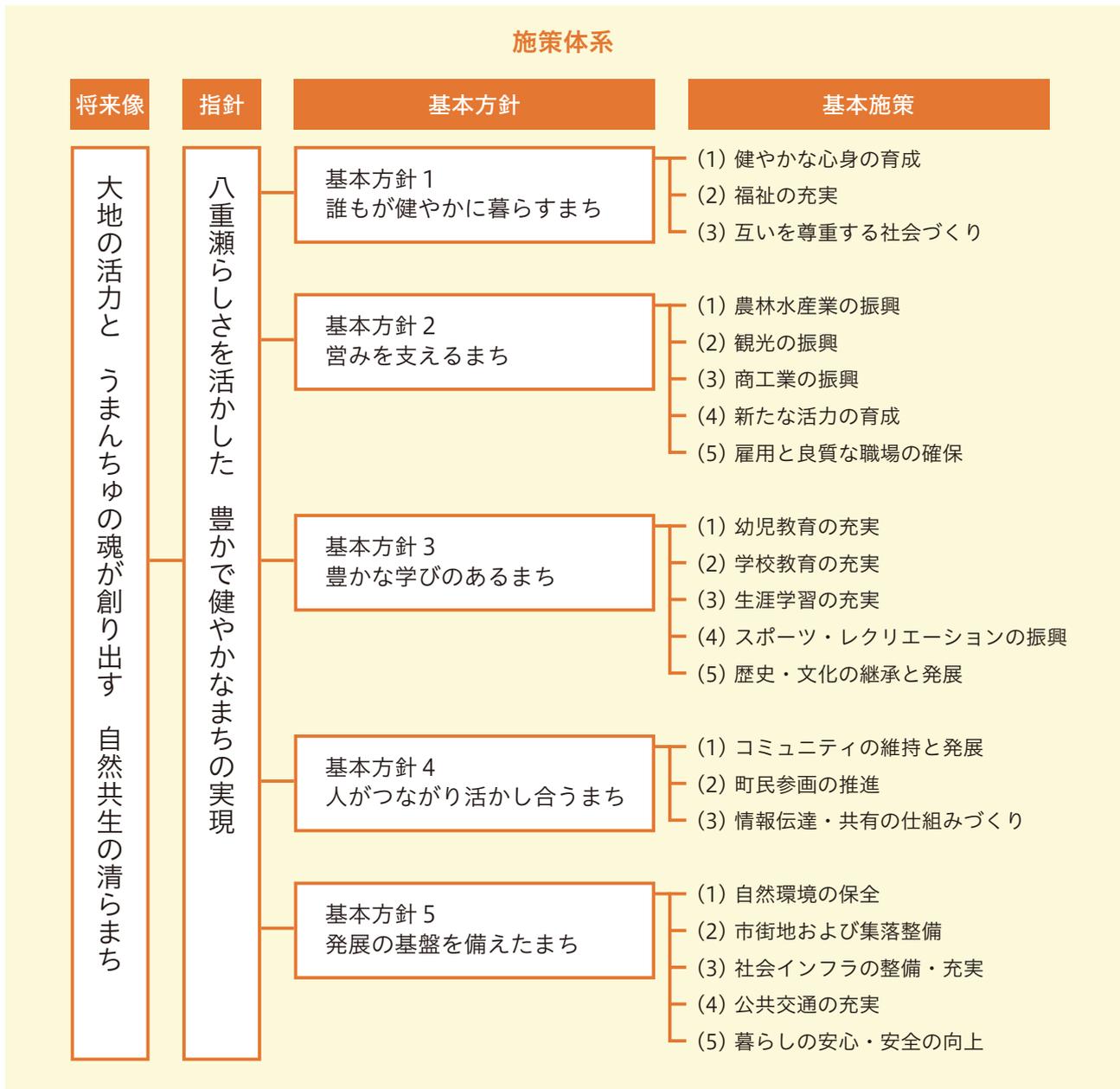
1.2 基本計画の期間

第2次八重瀬町総合計画 前期基本計画の期間は、2019年度を初年度として2023年度を目標年次とする5年間とします。

2 まちづくり施策

2.1 施策体系

本町の将来像を実現するための指針と基本方針に基づいて、基本施策を実施していきます。



2.2 施策内容

次のページより施策の内容を示します。

(1) 健やかな心身の育成

誰もが健やかに暮らしていくまちの実現に向け、町民一人ひとりが主体的に生活習慣への関心を高め生涯にわたって健康増進に努めることができるよう、ライフステージに応じた取り組みを推進していきます。



現 状 と 課 題

- 高齢化の進展も相まって、国民健康保険や高齢者医療費等の社会保障費の増大が財政の大きな課題となっています。特に生活習慣病などの重症化が医療費の増加に大きく影響しているため、事前の予防に向けさまざまな取り組みを推進する必要があります。
- 健康寿命の延伸も大きな課題です。健康寿命を延ばしていくには、健康診断等の受診率向上が重要ですが、その一方で、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、積極的に健康増進に取り組んでもらう必要もあります。そのためにも、健康やスポーツに対する意識醸成を図っていく必要があります。
- 町民の健康増進には、幅広い部局が関わってきます。町と地域の医療機関などさまざまな機関が連携し、健康増進に向けた啓発に取り組んでいく必要があります。
- 現代社会においては、過剰なストレスも健康の阻害要因となっており、中には自殺に追い込まれるほど困難な状況に追い込まれるケースがみられます。少しでも気持ちに余裕を持ち、心身ともに健康な生活を送れるよう、ストレス対策も充実していく必要があります。
- 妊娠期は新たな生命誕生への期待だけでなく、さまざまな不安のある時期でもあります。妊娠から出産、育児までの支援を体系化し周知を図り、安心して出産を迎えることができる環境を提供する必要があります。

町民の声

- 医療費の無料範囲を拡大してほしい。
- 町民向けの食育を展開すべき。
- 気軽に利用できる運動施設を整備してほしい。
- 病気の予防策に力を入れてほしい。
- 健康診断の受診率を向上させる必要がある。

町の取り組み

健康維持・増進に向けた取り組みの充実

健康維持・増進に向け、各種健診の受診率向上を図ります。

- ◆ 特定健診受診率の向上
- ◆ がん検診受診率の向上
- ◆ 乳幼児健診受診率の向上
- ◆ 栄養・運動教室の実施
- ◆ 感染症対策事業の実施

健康に対する町民意識の啓発

健康維持や健康増進に関する意識啓発に向けた取り組みを推進します。

- ◆ 地域への運動指導士の派遣
- ◆ 健康やサークル活動の展開支援
- ◆ 保健指導の実施
- ◆ 運動習慣の普及促進
- ◆ ウォーキングなどのイベントの開催
- ◆ 食育に関する事業の実施

妊娠、出産、育児への支援

妊産婦が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

- ◆ 妊婦健康診査助成
- ◆ 妊娠・出産、育児への支援、相談体制の充実
- ◆ 支援、相談体制に関する周知
- ◆ 子ども医療費助成事業

(2) 福祉の充実

すべての町民が安心して、希望をもって暮らせる地域を実現するための施設や制度、サービスの充実に取り組みます。



現 状 と 課 題

- 福祉の課題は地域ごとに異なり、必要とされる福祉・医療サービスが異なります。それぞれの地域に合った福祉・医療サービスの提供を進めていく必要があります。地域福祉課題、高齢者、障害者、子育て世帯、ひとり親世帯等の現状の把握に努め、福祉の充実を図る必要があります。
- 高齢化が進展し、近年は独居している高齢者も増加傾向にあります。こうした方々の社会的孤立を避け、社会参画を促していくことが、高齢者の生きがいづくりにつながり、ひいては地域の活力維持につながります。高齢者のみならず、地域に暮らすさまざまな人が気軽に利用できる居場所を作っていく必要があります。
- 本町においても、虐待に関する相談が少なからずあります。子どもや障害者、高齢者などの弱者に対する虐待は、町全体で取り組むべき重要な課題です。虐待を早期発見できる体制構築するだけでなく、虐待のない環境づくりに向けた啓発活動等に注力していく必要があります。
- 障害を持つ方々の多くは、さまざまなハンデを抱えつつも、地域との交流や就労を望んでいます。必要に応じた支援・サービスを提供し、社会参加の機会にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。
- さまざまな理由で経済的な問題を抱え、生活に困窮する方々が増えています。そうした方々の生活支援や、自立に向けた取り組みをサポートしていく必要があります。

町 民 の 声

- 一人暮らしのお年寄りが多いので、支援を充実させてほしい。
- 自分が高齢になった時の介護が心配。
- 年金だけで収入が少なくても暮らせる社会を。
- 障害者福祉の充実と、弱者でも住みやすいまちづくりを目指して頂きたい。
- 身体障害者だけでなく、知的障害者、精神障害者、発達障害者の雇用確保。

町の取り組み

地域福祉の基盤整備とサービスの充実

それぞれの地域や世帯に合わせたサービスが行き渡る環境づくりを進めます。

- ◆ 住民・行政・関係機関が一丸となった地域包括ケアシステムの構築
- ◆ 若年者・高齢者・障害者等の福祉の充実に向けた社会的モデルの整備
- ◆ すべての町民へ届く情報発信(広報やホームページ以外)の検討
- ◆ 公的年金制度の周知啓発活動
- ◆ 要援護者見守りネットワーク事業の推進
- ◆ 社会福祉団体への支援
- ◆ 児童、成人に対する福祉教育の推進
- ◆ 地域支援事業の推進
- ◆ 地域福祉(活動)計画の策定

高齢者福祉の充実

高齢者の生きがいづくりと社会参加促進に向けた取り組みを推進します。

- ◆ 介護予防事業の充実
- ◆ 高齢者の社会参加の促進
- ◆ 高齢者生活支援の推進
- ◆ 高齢者の居場所づくりの整備
- ◆ バリアフリー社会の実現
- ◆ 生きがいづくり支援の推進
- ◆ 高齢者福祉計画の策定

ひとり親世帯に対する支援

さまざまな面で困り感を持つひとり親世帯に対し、生活相談や就業支援などのサポートを充実します。

- ◆ 各種支援制度の普及
- ◆ 母子・父子・寡婦福祉の充実

障害者に対する支援

障害者の生きがいづくりと社会参加促進に向けた取り組みを推進します。

- ◆ 交流活動や就労機会の確保など社会参加の促進
- ◆ 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業
- ◆ 障害者の自立支援
- ◆ 障害者に対する移動支援
- ◆ 重度心身医療費助成事業
- ◆ 自立支援医療給付事業
- ◆ 自立支援給付事業
- ◆ 地域生活支援事業
- ◆ 障害者社会参加促進事業
- ◆ 障害者計画の策定

各種相談サービスの提供

町民が困った時に、気軽に相談できる体制を整えます。

- ◆ 高齢者向け相談窓口の設置
- ◆ 障害者やその家族向けの相談支援
- ◆ 家庭相談の充実

困窮に対する生活支援

経済的に困窮する方々の生活を支え、自立をサポートする体制の充実を図ります。

- ◆ 生活困窮者に対する相談窓口の設置
- ◆ 支援についての情報発信強化
- ◆ 生活困窮世帯等に対する学習支援

(3) 互いを尊重する社会づくり

さまざまな個性や特性、境遇にある人も互いに尊重し合い、特性や希望に応じて社会に参加できる環境の創出に向けた取り組みを推進します。



現 状 と 課 題

- セクシャルハラスメントや家庭内暴力、児童や高齢者、障害者に対する身体的・精神的虐待、子ども間のいじめ、教師の体罰などが社会問題化しています。個人の尊厳と利益を確保するためにも、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動を展開していく必要があります。
- 障害者の中には、差別などのつらい経験を有する方も多数みられます。いじめや差別のない、さまざまな人の人権を尊重する社会実現に向けて、町民全体の意識を醸成していく必要があります。
- 高齢化が進展する中、不特定多数の人が利用するさまざまな施設において、バリアフリーへの配慮が必要となっています。出入口や通路・階段などは、高齢者や身体障害者も含め、あらゆる人が不自由なく利用できるように対策を進める必要があります。

町民の声

- 人に優しいまちづくりを。
- 引きこもりになっている人に、就業などに向けた支援をしてほしい。
- 子どもや障害者は自信がなさそうに見える。誰もが自信を持てる社会にしたい。
- 障害者や高齢者が安心して外出し、楽しく過ごせるようにしてほしい。

町の取り組み

平等なまちづくりの推進

社会的弱者やマイノリティの方々への理解を深め、だれもが互いに個性や特性を尊重しあえる意識の醸成を図ります。

- ◆ 全庁的な支援体制の整備
- ◆ 人権擁護に関する啓発
- ◆ 人権に関する相談・情報提供
- ◆ セクシャルハラスメントや家庭内暴力などの根絶に向けた取り組み

バリアフリー対応の強化

バリアフリー化を推進し、障害者や高齢者がさまざまな場所を気軽に利用できる環境を構築します。

- ◆ 全庁的な整備体制の構築
- ◆ 公共スペースのバリアフリー化推進

(1) 農林水産業の振興

本町では農業従事者数が比較的多く、農業が町の基幹産業となっています。市街地近郊の食料生産の担い手として、安心安全で付加価値の高い食を提供し続けるための支援と、持続性を担保するための取り組みを進めています。



現 状 と 課 題

- 農業と漁業は本町を特徴づける産業になっていますが、高齢化や後継者不足などが進展し、従事者が減少傾向にあります。現状のままでは本町の特色を失いかねません。農林水産業に対し関心を持つ担い手に多面的な支援を行うことで、本町の農業、漁業を再興していく必要があります。
- 農家の高齢化・後継者不足とあわせて遊休農地が増加傾向にある一方、新規就農希望者は、農地を確保することが困難な状況にあります。農地の流動化を図るため、農地中間管理事業等を実施していますが、借り手に比べて貸し手が非常に少ないため、必要としている人が農地を活用できる仕組みを構築する必要があります。
- 農業生産基盤は整いつつありますが、畑かん施設の整備率は低く、農業用水の確保に苦慮している状況です。効率的な農業生産環境の構築を図るため、農業用水の確保が求められています。
- 漁業においては、後継者の減少に比例して漁獲量・売上高ともに減少しています。今後は、捕るだけの漁業だけではなく、町魚であるトビウオを活用した加工食品の開発等をあわせて推進することにより漁業の底辺を拡大し活性化を図る必要があります。

町民の声

- 農業や漁業は八重瀬町の基盤であり、これからも重要。
- 新規就農者を増やし、耕作放棄地の活用を進める必要がある。
- 農業用水の確保など、基盤整備や支援がまだ不足している。
- 特産品の開発や販売強化などで、農業所得を向上させなければならない。
- 農業だけでなく、水産業の振興にも力を入れるべき。

町の取り組み

農業の振興

農業経営の安定化、高付加価値化を実現するための取り組みを展開します。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ◆ 農業所得の向上 | ◆ 農業用施設等の整備 |
| ◆ 農業生産の拡大 | ◆ 地域ブランドの促進 |
| ◆ 観光と農業の連携推進 | ◆ 環境保全型農業の推進 |
| ◆ 農業基盤の整備及び再整備 | ◆ 高齢農業者対策 |
| ◆ 農地流動化の促進 | ◆ 食料の自給率や安全性の向上 |
| ◆ 災害に強い農業の推進 | ◆ 耕作放棄地対策事業 |
| ◆ 農業経営基盤強化促進対策事業の推進 | ◆ 農業用水の確保 |

畜産の振興

畜産業の生産性向上や、自然環境に配慮した取り組みへの支援を行います。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ◆ 優良母牛の導入による生産性の向上 | ◆ 畜舎の悪臭や污水抑制の支援 |
| ◆ 養豚の生産性向上 | |

漁業の振興

漁業の活性化と高付加価値化を実現するための取り組みを展開します。

- | | |
|---------------|--------------|
| ◆ 安定した沿岸漁業の支援 | ◆ 観光と漁業の連携推進 |
| ◆ パヤオの活用促進 | ◆ 新規漁業従事者の確保 |
| ◆ 連携による漁場の保全 | |

担い手の育成

農林水産業へ新しい活力を導入し、自然風土の保全に努めます。

- | | |
|------------------|------------|
| ◆ 農地の集約 | ◆ 新規就農者の支援 |
| ◆ 漁業および畜産業の担い手育成 | |

(2) 観光の振興

立地と地域資源を活かした観光産業および観光人材の育成、観光ニーズの変化に対応した取り組みを展開します。



現 状 と 課 題

- 観光の振興には関連するさまざまな機関の連携が必要ですが、本町にはその核となる観光協会がないため、観光推進組織の設立を検討していく必要があります。
- 観光資源を活用したメニューが不足している状況です。特に本町南部の自然環境は、観光資源としての価値は高いものの、周辺の整備が不十分な所や、進入道路がわかりにくい場所が多くあります。観光客にとっても訪れやすい環境を整える必要があります。
- 町内には観光施設、宿泊施設、体験プログラム提供などの観光関連事業者が少ない状況です。事業者の進出しやすい条件整備の検討を行い、観光の活性化を図る必要があります。
- 県内外に向けた周知活動を行い、観光客に事前に本町の魅力を伝えることで、より多くの観光客を呼び込む取り組みも重要です。
- 観光を振興していくためには、本町への観光客数などの観光関連データを把握する必要があります。各種データの把握に向けた手段構築を進める必要があります。
- 本町の観光拠点施設である南の駅やえせにおいては、今以上に多くの観光客を呼び込める余地があります。訴求力のあるさまざまなイベントの開催等を通して、更なる活用が求められます。
- 存在感のある特産品も生まれてきていますが、まだ少ない状況です。関連産業との連携により、「八重瀬町といえばこれ」という新たな特産品の創出と、さらなるプロモーションを行っていく必要があります。
- 大規模災害など不測の事態に見舞われた際に、外国人をはじめとする観光客に対して避難場所や避難経路などの情報を伝え、安全を確保するための取り組みを進める必要があります。

町民の声

- 優れた観光資源があるが、まだまだ活用が足りていない。
- 南の駅やえせは、PR やイベントでもっと活性化できる。
- 具志頭の海岸をはじめとした自然の、活用と保全のバランスが大事。
- 活用が不十分な施設や資源がある。他地域を参考にして取り組みを進めてほしい。
- 海岸を整備し、ビーチとして利用できるようにすると良い。

町の取り組み

受け入れ体制の充実

町内の観光の受け皿の確保や強化を通して、受け入れ体制の充実を図ります。

- ◆ 観光サービスの向上
- ◆ 観光拠点施設の機能強化
- ◆ 観光事業者の誘致、起業支援
- ◆ ボランティアガイドの育成
- ◆ 関連産業との連携強化
- ◆ 空き家活用等による宿泊機能の充足
- ◆ 観光危機管理の推進
- ◆ 観光推進組織設立の検討

観光資源の活用

観光資源の発掘や既存観光資源の活用促進により、さらなる観光振興を実現します。

- ◆ 新たな観光資源の発掘と活用方法の検討
- ◆ 八重瀬まるごとミュージアムの推進
- ◆ 観光拠点施設と連携した周辺施設の一体的活用
- ◆ 観光資源ブランド開発に関する事業の推進
- ◆ 体験・滞在・交流事業の推進
- ◆ 観光案内サインの整備

スポーツツーリズムの推進

旅行者がスポーツに親しみ、実践できる環境づくりにより、スポーツツーリズムを推進します。

- ◆ スポーツコンテンツづくりの推進
- ◆ スポーツ大会の招致および開催
- ◆ スポーツ観光まちづくりの検討
- ◆ スポーツツーリズム人材の育成

特産品の訴求力向上

魅力ある特産品創出とプロモーションの推進により、観光のポテンシャル向上につなげます。

- ◆ 町産品・特産品の販路拡大支援
- ◆ 特産品のプロモーション推進

広報活動の強化

事前情報と現地情報の発信を強化し、本町に訪れるきっかけづくりを進めます。

- ◆ 観光キャラクターの活用
- ◆ 観光ポータルサイトの充実

(3) 商工業の振興

町民の豊かな暮らし実現に向け、町内各地域の暮らしと町の経済を支える担い手としての商工業発展の実現と、商工会による支援展開の推進を支援します。



現 状 と 課 題

- 人口の増加により県内市場が拡大しているほか、県全体で観光や建設関連における需要が高まっていることから、本町の商工業も着実に成長しています。一方、従事する人材は不足気味であることから、労働力確保に向けた各種支援を進める必要があります。
- 大型店舗の進出が進み、町民目線では買い物の利便性向上や、雇用環境の改善などのメリットが見られます。他方、地域の個性や特色ある地域づくりという面では阻害要因となっているという声も聞かれます。本町は人口当たりの事業所数が県内でも最も少ないことから、町民が新たに事業を興すことができる環境の整備も進めていく必要があります。
- 商工会への加入率が一定数あり、ホームページを通じた町のプロモーションや、事業者に対する各種支援が活発に行われています。商工会が町内事業者に対し行う積極的な取り組みに対する支援を拡充し、今後もさらに良好な経営環境づくりを推進していく必要があります。
- 町内の事業所は規模が小さく、販路も限られているため、販路拡大に向けた支援が重要となっています。また、今後の人口動向を考慮すると、労働生産性の向上の視点を持った経営も求められています。商工会等との連携により、時代の変化に対応していくための事業者支援をより充実していく必要があります。

町民の声

- 中小企業への支援を手厚くしていただきたい。
- 各種商店や大型商業施設を増やし、まちの活性化と利便性の向上を推進してほしい。
- 息の長い2次産業を育成すると良い。

町の取り組み

商工業の振興

町内事業者への情報共有や経営指導を通し、商工業の振興を図ります。

- ◆ 近隣型商業サービス業の立地
- ◆ 新たな商業交流空間の創出
- ◆ 創業・起業支援
- ◆ 商工会との連携強化
- ◆ 各種経営関連セミナーの開催
- ◆ 経営基盤強化

(4) 新たな活力の育成

まちの開発と発展、技術や社会情勢、ニーズの変化に対応する、新たな事業に挑戦する担い手への支援と育成を進めます。



現 状 と 課 題

- 本町の玄関口となる北部地域は他市町村からのアクセスも良く、立地条件が良好です。また、開発により市街化が進んだ地域においては、これまでになかった賑わいが見られるようになってきています。こうした基盤の整った地域において、それぞれの土地利用に基づいた地域の特色を生かし、更なる産業振興に向けた施策の検討が求められます。
- 将来的には産業構造が根本的に変化していくことが想定されています。新たな時代に焦点を当て、これからの時代の変化に対応していける産業を、今のうちから育てていく必要があります。
- 新たな活力を育成するためにも、地域のニーズや実情に沿った商工業施設の誘致および基盤整備の検討が必要です。
- 県全体で観光が好調となっていますが、本町では観光関連の事業者が少ない状況にあります。さまざまな観光資源がより活用され、相乗効果を発揮させていくためにも、観光振興につながる宿泊施設や観光関連サービスを提供する企業の誘致の検討が必要です。
- 自然環境に恵まれた具志頭地域については、環境教育サービスやアウトドアスポーツ、レクリエーションなどによる土地利用や本町特有の栗石や琉球石灰岩を活かした工業や野菜加工品製造業など農業集積を活かした、さらなる機能充実が期待されます。
- 消費者のニーズが多様化している中、都市基盤の形成と連動し、既存事業者や新規起業者を育成していくことが求められています。

町民の声

- 若者などの起業意識の醸成や、創業への支援が必要。
- 飲食店などを出店しやすい環境づくりをしてほしい。
- 仕事を作り、UターンやIターンの人たちが定着しやすいようにする必要がある。
- 企業を誘致し、町の収入増加につなげるべき。

町の取り組み

創業支援

町民が新たに事業を興せる環境を整備し、にぎわいあるまちづくりを推進します。

- ◆ 創業支援セミナー等の開催
- ◆ 町民による創業につながる条件整備
- ◆ 産業間の連携による新産業の育成
- ◆ 地域資源を活かした新たな産業の創出

企業誘致

将来にわたり、本町の産業や雇用の持続的な発展につながる企業誘致の検討を進めます。

- ◆ 誘致産業の検討と誘致活動
- ◆ 産業基盤整備の方向性に関する検討
- ◆ 誘致のための土地利用の検討

(5) 雇用と良質な職場の確保

町内での就業に対するニーズを満たす雇用と、さまざまな特性をもつ人、さまざまな状況にある人がやりがいを感じ、キャリアを形成できる職場を確保します。



現 状 と 課 題

- 沖縄県の経済が活況を呈する中、本町においても完全失業率や有効求人倍率は改善傾向にあります。ただし将来的に見ると、人口は減少傾向に転じ、労働力が減少していくことが懸念されています。就労を望むすべての人に労働の機会が与えられるよう、さらなる雇用環境の改善に向け取り組んでいく必要があります。
- 「働き方改革」の推進により、町民や企業においては、仕事に対する考え方も多様化してきています。国の方向性も考慮しながら、女性、高齢者、若年者、障害者などさまざまな人が働きやすい就労環境の実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- 人口当たりの事業所数が少なく、町全体として雇用の受け皿が限られていることから、町内における雇用機会の確保が求められています。
- 地域住民の就労へのニーズ把握や情報共有をさらに進め、よりよい雇用施策を実施していく必要があります。

町民の声

- 子どもを預ける都合もあり、地元で働ける職場がほしい。
- 八重瀬町に限ったことではないが、給与が低すぎる。
- 役場を中心に、さまざまな障害をもつ人に雇用の場を確保すべき。
- 高齢者が働ける場を増やしてほしい。
- 人手不足で困っている。

町の取り組み

人材の確保に対する取り組み

町内の事業者が必要な人材を確保し、活発な事業活動を継続するために、関係機関と連携した取り組みを進めます。

- ◆ 関係機関との連携体制の構築
- ◆ 人材確保に関する情報の提供

職場環境・就労条件の改善に対する支援

労働者が安心して勤務できる環境、魅力的な職場をつくるために、事業者に対する支援を進めます。

- ◆ 雇用創出の促進
- ◆ 職場環境や労働条件の改善に関する関係機関との連携体制の構築
- ◆ 職場環境や労働条件の改善に資する情報の提供

若年者・女性・高齢者・障害者などへの就業支援

さまざまな境遇や立場にある町民の、持ち前を活かした社会参加と自立を支援する取り組みを展開します。

- ◆ 就業を支援するための各種情報の提供と相談サービスの推進
- ◆ 就業に向けたセミナーなど能力開発事業の実施

(1) 幼児教育の充実

幼児期の子どもたちは、さまざまなことに対して好奇心が旺盛です。生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期でもあります。子どもたちが多くのことを学び、社会の一員として成長していける環境づくりを進めます。



現 状 と 課 題

- 家庭教育は、子どもと家族とのふれあいを通じて、生きていくための基礎的な能力を育成する、すべての教育の出発点です。家庭教育は各家庭の価値観やスタイルに基づいて行われるものですが、さまざまな条件整備を通じて、家庭における教育力の充実が求められています。
- 町内の保育園では、多くの子どもを受け入れられるよう定員増加を図ってきましたが、子どもの数の増加が著しく、待機児童の問題は解消できていません。既存施設の活用や、認定子ども園の新設など、子ども人口の増加に柔軟に対応できる仕組みをつくり、すべての子どもが平等に保育や教育を受けられる環境を整える必要があります。
- 保育や教育の現場では、保育士や教諭、ヘルパーなどの人材不足が問題となっています。このため、労働環境の改善を通して、安定的に人材を確保する取り組みが必要です。
- 近年は、共働き世帯の増加や、核家族化の進展もあり、延長保育や一時預かりなどのサービスへの需要が高まっています。こうした需要に応え、保護者が安心して働くことができる環境構築に向けて、保育・教育サービスを充実していく必要があります。
- 障害を抱える子どもたちについては、適切な特別支援保育を通し健やかに成長していける環境が必要です。
- 子育て世帯においては、経済的支援を必要とする世帯も多くみられます。本町では、子ども医療費や保育所利用など、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでいますが、より安心して子育てができる環境構築に向け、さまざまな側面から、継続的にサポートしていく必要があります。

町民の声

- 待機児童の問題が深刻。子育てがしづらい環境。
- 保育園と保育士を増やしてほしい。
- 幼児期から食育を。
- 子育ての支援が不足している。医療費や家賃への補助を充実させてほしい。
- 相談所などが少なく、保護者や子どもが支援につながりにくい。

町の取り組み

家庭教育の支援

子育てに関する情報共有や気軽に相談できる体制を整えるなど、家庭の教育力向上に向けた取り組みを進めます。

- ◆ 家庭教育に関する学習機会の充実
- ◆ 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育て・保育・教育環境の充実

子育て世帯に対し、さまざまな側面からサポートを行い、充実した子育て・保育・教育環境の実現に向けた取り組みを推進します。

- ◆ 創造性、個性を重視した就学前教育の充実
- ◆ 放課後児童対策(学童クラブ、児童館)の充実
- ◆ 認定子ども園の展開
- ◆ 子ども医療費助成の年齢拡大
- ◆ 児童虐待の防止に向けた取り組み
- ◆ 児童手当事業
- ◆ 延長保育事業
- ◆ 新すこやか保育事業
- ◆ 子育て支援センターの充実
- ◆ ファミリー・サポートセンターの充実
- ◆ 特別支援保育事業
- ◆ 障害の有無に関わらず育てにくさを感じる保護者へ対する支援
- ◆ 療育支援事業(親子通園)
- ◆ 保育施設の充実
- ◆ 子どもの居場所づくりの充実
- ◆ 子ども・子育て支援事業計画の推進
- ◆ 要保護児童対策の充実
- ◆ 一時預かり事業
- ◆ 休日保育事業
- ◆ 子育てワンストップサービスの充実
- ◆ 利用者支援事業
- ◆ 病児保育事業

保育・教育環境に関する人材確保

より良い保育・教育環境を実現するために、保育・教育に従事する保育士等人材の確保に向けた取り組みを進めます。

- ◆ 保育士等人材の雇用環境の改善

障害児への支援

障害のある子どもが安心して過ごせる環境の実現と、保護者の負担を軽減するための取り組みを推進します。

- ◆ 特別支援保育支援員の配置

(2) 学校教育の充実

子どもたち一人一人の適正や興味に応じた学びの機会を提供しながら、学力の向上と人間形成を推進します。そのために、子どもたちがストレスなく学習やスポーツに励むことができるよう、良好な学習環境を創出します。



現 状 と 課 題

- 町内の小・中学校では学校間で生徒数が大きく偏っており、生徒数の多い学校ではキャパシティ以上の児童・生徒を受け入れている状況です。学校施設の規模と生徒数のバランスを適正にするためにも、指定校区域の見直しの検討が必要です。
- 2020年から新学習指導要領が実施され、教育の現場に変化が起こると考えられます。新学習指導要領にスムーズに対応できるよう、教員への指導やICTを含めたインフラを充実させる必要があります。
- 近年は、発達障害に対する社会的な注目が高まっています。どのような子どももその個性にあった教育を受けることができ、成長していける教育支援体制の構築を検討していく必要があります。
- 生活に困窮する子どもたちを地域で見守り、助け合って育てていくことが大切です。子どもや保護者がどのようなことに困っているのかを把握し、健やかに成長していけるよう、きめ細やかな支援をしていくことが重要です。
- プログラミング教育や外国語指導支援を推進し、これからの時代に必要とされる力を育む教育を行う必要があります。
- 子どもたちは、部活などのスポーツや、地域の催しなどに積極的に参加し、地域の活力の源ともなっています。他方、こうした活動にかかる時間が長く、学力が低下しているケースもみられています。子どもたちの大事な時間が有効に使われるよう、さまざまな活動にかかる時間配分のバランスを改善するための取り組みも必要です。
- 年齢や性別の垣根を超えた子ども同士の交流は、社会性や思いやりの気持ちを育みます。現状では保育園、幼稚園、小・中学校等の連携の場所が少ないため、こうした機会を創出し、子ども同士の学び合いの促進に努める必要があります。

町民の声

- 学校による児童数の偏りを解消する必要がある。中学校を増やす必要がある。
- 学力の向上をはかる必要がある。
- 子どもたちが安心して過ごし、学べる児童館を設置してほしい。
- 障害をもつ子や、発達障害の子どもに適切に対応できる環境づくり。
- 子どものある家庭の貧困対策が必要。

町の取り組み

子どもの個性にあった教育の推進

子ども一人一人の能力、適正などに応じた教育の充実を図ります。

- ◆ 特別支援教育の推進
- ◆ インクルーシブ教育の推進
- ◆ 障害児・障害をもつ児童・生徒への支援
- ◆ 放課後の子どもの居場所づくり
- ◆ 姉妹都市交流・人材育成事業等の推進

教育環境の整備

学校の教育環境を整え、すべての子どもたちが学習しやすい環境づくりに努めます。

- ◆ 学校施設の整備
- ◆ 情報教育、国際人材教育の推進
- ◆ 校区見直しの検討
- ◆ 教育関連インフラの整備
- ◆ 部活動、クラブ活動時間の適正化

保幼小・小中連携教育の推進

保幼小・小中連携した教育の充実努めます。

- ◆ 保幼小・小中連携の取組の充実
- ◆ 学力向上の推進

平和・人権教育の推進

平和を希求する心、生命の尊重、思いやりの心を育成するとともに、人権を尊重する意識を高めるための教育を推進します。

- ◆ 歴史民俗資料館の活用、戦争資料展等
- ◆ 戦争遺跡の活用
- ◆ いじめや差別等の人権教育の推進

教育相談・生徒指導の充実

幼小中連携した教育相談、生徒指導体制を構築し健全な育成を図ります。

- ◆ 幼小中連携した教育相談、生徒指導体制の推進
- ◆ 地域、関係機関との連携

特別活動・総合的な学習の時間の充実

子ども達が各地域の伝統芸能や文化、郷土の偉人に誇りを持つとともに、知・徳・体の調和のとれた健全な幼児児童生徒の育成を図ります。〔八重瀬スタンダード教育として推進〕

- ◆ 沖縄の自由民権運動の父「謝花昇先生」、汗水節を作詞した「仲本稔先生」等
- ◆ 幼小中学校における「知・徳・体」の共通実践の取り組み
- ◆ 伝統芸能や文化の継承の取り組み

(3) 生涯学習の充実

生涯学習を通じた自己の確立や社会への参画が、地域社会の活性化につながります。それぞれの興味関心や必要に応じて、だれもが、いつでも、どこでも学習することができる環境の実現、町内人材の育成に努めます。



現 状 と 課 題

- 本町の図書室の蔵書数は、近隣市町村と比較して少ない状況で、町民の学習環境が整っていません。一定程度の蔵書数を確保し、図書室の利便性を向上させる必要があります。また、町民が本に対して興味を持てる取り組みも必要です。
- 社会動向の変化が大きい中、町民の学習ニーズも多様化しています。座学やスポーツなども含めさまざまなニーズに応じた学習機会を提供し、知識の研鑽に寄与していくことで、学習環境に対する満足度を高めていくことが重要です。
- 中央公民館の老朽化が進み、地域の交流や学習の場としての役割を果たすことが困難な状況にあります。地域住民の学習の場として、新たな生涯学習拠点施設の整備も検討していく必要があります。
- 地域を活性化するには、その地域の人々が団結して各種課題にあたっていく必要がありますが、町民同士のつながりは年々希薄化しています。自分たちの地域は自分たちで作るという意識を醸成するためにも、地域をまとめるリーダーを育成していく必要があります。
- 町内では、さまざまな文化活動が行われています。こうした活動を発表する機会の創出を支援し、生涯学習や文化活動に対するモチベーションの向上や町民の生きがいつくりに寄与し、豊かな八重瀬町づくりにつなげる必要があります。
- 図書室の拡充について、町民から多くの要望が寄せられています。町民のニーズや他の自治体の動向などを把握しながら、図書室の機能や施設の在り方について検討していく必要があります。

町民の声

- 老若男女を問わず、さまざまな学習ができる環境が必要。
- 地域で集い、学習や運動ができる場がほしい。
- 施設だけでなく、ソフトを充実させることが重要。
- 八重瀬町は図書館が小さい。大きくて充実した図書館がほしい。
- 勉強のためのスペースとしても、図書館の整備が必要。

町の取り組み

生涯学習環境の充実

生涯学習に関するさまざまな機会を創出し、町民の生きがいつくりや、人材育成に向けた取り組みを推進します。

- ◆ 文化活動に対する支援
- ◆ 各種社会教育講座の開催
- ◆ 中央公民館の整備・改修
- ◆ 国際性豊かな人材づくり
- ◆ 公民館活動を発表する場の提供・支援
- ◆ スポーツ講座の開催
- ◆ 生涯学習・文化拠点施設の整備
- ◆ 姉妹都市、友好都市との交流の推進

図書室の整備・拡充

町民に愛される図書室としていくため、図書室に対するニーズを把握し、図書室の整備やそのあり方を検討します。

- ◆ 図書室に関するニーズの把握
- ◆ これからの図書室の在り方に関する検討
- ◆ 図書室の整備検討
- ◆ 図書室の蔵書数の充実
- ◆ 文庫活動の支援

文化関連施設の誘致

芸能による地域の活性化に向け、文化関連施設の誘致に向けた検討を進めます。

- ◆ 文化芸能に対するニーズの把握
- ◆ 文化関連施設誘致の検討

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

すべての人がそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくりに努め、住民自らが率先した健康づくりを支えるため、豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指します。



現 状 と 課 題

- 本町では、習慣的にスポーツを行っている人が比較的多く、スポーツ活動は活発に行われているといえます。本町が実施するさまざまなスポーツ活動の情報発信を行うことにより、より多くの町民がスポーツ活動に参画することが期待されます。
- 本町では八重瀬町総合型スポーツクラブを設置し、さまざまな人がそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めています。参加者は年配の方が比較的多く、実施種目にも偏りが見られているため、若い世代も参加しやすいプログラムを提供していく必要があります。
- 各種スポーツ大会やスポーツ教室・健康づくり教室を積極的に開催しており、良好な生涯スポーツ環境が構築されつつあります。こうした大会等を今後も持続的に開催し、町民の健康体力づくりへの支援や、生きがいづくりに寄与していくことが求められています。
- スポーツの多様化が進み、スポーツを楽しむ人がさらに増えています。スポーツに対するさまざまなニーズに応え、町民が自主的に活動するサークル化などへつなげていくことで、さらなるスポーツの振興が期待されます。
- 本町の子どもたちの運動能力は比較的高い状況です。町内の子ども会の活性化と交流を図るため、子ども会(小学生)を対象とした児童オリンピック大会や少年少女スポーツカーニバルを開催しています。
- 本町は、体育館や陸上競技場、野球場などさまざまなスポーツ施設を有していますが、老朽化が目立つ施設も多くあります。維持運営方法も考慮した上で、スポーツ施設の改修や整備、統合などの検討が必要です。併せて、運動公園、体育館など既存のスポーツ施設の有効利用、学校教育施設の開放など有効利用の促進も求められています。
- 地域のスポーツ振興においては、スポーツ指導者の養成も重要です。特に近年は誰でも楽しめるニュースポーツに対する需要が高く、こうした分野のスポーツ推進員の育成や組織体制の確立が求められます。

町民の声

- スポーツ施設を充実させてほしい。屋内プールもあるといい。
- 子どもたちには、スポーツを通して自信をつけてほしい。
- スポーツを通じた交流会を町の行事に組み込んでほしい。
- 地域の大人も子どもも楽しめるスポーツサークルがあるといい。
- 野球やサッカーキャンプがあるのに、地域との交流は少ない。

町の取り組み

生涯スポーツの推進

誰もが気軽にスポーツに親しみ、体力と健康を育むことのできる環境づくりを目指します。

- ◆ 生活スタイルに合わせた運動・スポーツプログラムの開発・導入
- ◆ スポーツ教室や軽スポーツなどさまざまな機会の創出
- ◆ スポーツに関する情報発信
- ◆ 高齢者や障害者の運動・スポーツをサポートする人材の育成と確保
- ◆ 利用しやすい公共スポーツ施設の整備

子どものスポーツ活動の推進

子どもたちの体力と運動能力を養うとともに、健全な心と身体を育む環境づくりに努めます。

- ◆ 学校や地域における子どもの運動・スポーツ機会の創出
- ◆ 運動・スポーツに興味を持って取り組める学校体育の充実
- ◆ 子どもの運動習慣や食習慣などの生活習慣の見直し
- ◆ 学校や地域スポーツ団体との連携・協力による子どもの運動・スポーツ活動サポート

住民が主体的に参画できるスポーツ環境整備

住民が積極的に参画できる地域スポーツの環境づくりを目指します。

- ◆ 総合型地域スポーツクラブの自立支援
- ◆ 地域人材の育成と活用
- ◆ 活動内容のPR・情報発信強化
- ◆ 町民や地域との協働によるスポーツ施設の管理運営の検討

(5) 歴史・文化の継承と発展

本町の財産ともいえる文化財の調査研究、保全、活用を通し、八重瀬町の歴史に関する啓発、地域に残る民俗芸能の保存と伝承、振興を推進します。



現 状 と 課 題

- 将来に渡って歴史・文化を伝える、後継者の不足が問題となっています。地域に残る伝統芸能の調査・保存・継承を進め、町民がより地域の歴史・文化に興味を持てる環境を構築し、その価値を高めていくことも重要です。
- 文化財の調査・研究を行うことにより、その保全、活用を図ることができることから、調査・研究を行える体制を作っていくことが急務となっています。
- 町の有する文化財については、保存してだけでなく、広く公開し活用を促進していくことも重要です。観光などの他分野と連携して文化財活用を検討し、より多くの人々が、さまざまな形で本町の文化財に触れられるようにしていく必要があります。
- 社会環境の変化に伴い、本町の自然環境や景観、人々の生活様式も少しずつ変化しています。先人たちが築いてきた町の民俗文化に対して町民の関心を高め、理解を深め、共有の財産としていくためにも、町の歴史の調査・記録を町史として編さんし、共有していく必要があります。
- 資料館においては、訴求力のあるイベントの実施などにより、より多くの人々に歴史・文化に興味・関心を持ってもらうための取り組みが求められます。また、学校等との連携による子どもたちに向けた歴史教育も行い、地域に対する愛着を育ていく必要もあります。
- 県内では、近年、旧石器時代の遺跡の発見が相次いでいる中で、同時代の展示が主である資料館では開館以来展示内容にほぼ変化がありません。観覧者のニーズに対応するためにも新たな研究成果の公開を含め展示変えを検討する必要があります。

町の声

- 町内の歴史や文化を学ぶ機会づくりや、PR に力を入れるべき。
- 戦争を含む歴史や地域の文化を、子どもや若者に伝えていく必要がある。
- 無形文化財などを継承するために補助制度を設け、支援してほしい。
- 地域行事に若い人が参加することは大事だが、若者にメリットを提供する必要もある。

町の取り組み

歴史文化の継承と発展

歴史・文化を後世に伝えていくための取り組みや環境構築を図ります。

- ◆ 町史の編さん
- ◆ 文化財の調査・保全・活用
- ◆ 歴史、文化の継承のための活動組織の育成
- ◆ 歴史文化教育の推進
- ◆ 資料館の充実、学校との連携
- ◆ 町出身偉人の遺徳の顕彰と資料収集の充実
- ◆ 証言等の保存などによる平和の継承
- ◆ 平和ボランティアの育成

伝統文化活動への支援

町民が行う伝統的な芸能活動などに対する支援を行い、支障なくさまざまな活動を行える環境構築に取り組みます。

- ◆ 町民主体による新しい文化活動の創出
- ◆ 地域における文化活動への支援
- ◆ 文化・芸能団体活動への支援
- ◆ 民俗芸能保存会への活動支援
- ◆ 歴史・伝統文化・芸能保存事業の推進
- ◆ 芸術・文化活動支援事業の推進

文化財の保全・活用

文化財の活用を促進することがその保全につながるという視点を持ち、多くの人に文化財に触れてもらうための取り組みを進めます。

- ◆ 観光産業など他分野における文化財の活用
- ◆ 説明板等の設置
- ◆ 港川遺跡の整備

(1) コミュニティの維持と発展

地域をつくり、運営していく中で、地域団体は大きな役割を担っています。自治会や女性会、青年会などをはじめとした各種地域団体の活性化と、運営能力を強化する取り組みを展開していきます。



現 状 と 課 題

- 集合住宅に居住する世帯では、自治会加入率が低い状況にあります。本町では集合住宅が増え、全体として自治会加入率が下がっています。各地域で人と人がつながり、皆で地域をつくる意識を醸成するためにも、自治会の加入率の向上と活性化が必要です。
- 公民館には地域の交流の場という機能がありますが、町内には稼働率の低い状況も散見され、利用しづらいといった声も聞かれます。地域の交流を深めるため、公民館を気軽に利用できる環境づくりが求められます。
- 公民館の中には、建物の老朽化が進んでいる所もあります。機能や安全の面から問題がある公民館に関しては、速やかに改修する必要があります。
- 町内には子ども会、青年会、女性会、老人会などのコミュニティがありますが、それらコミュニティ同士の連携が希薄化しています。さまざまなコミュニティが互いに協力しあい、ともにまちづくりをしていく環境が求められます。

町民の声

- 集合住宅に住む人も、自治会に参加しやすくなると良い。
- 老朽化している公民館の改修が必要。
- 中央公民館を新設する際には、イベントも開けるように駐車場を広くしてほしい。
- 青年会など地域の団体を活性化させる必要がある。
- 年配の方々からの押し付けではなく、コミュニケーション重視の活動を。

町の取り組み

自治会加入の促進

転入者などへ自治会への加入を促し、地域力の維持と向上を図ります。

- ◆ 転入者へ自治会の役割や意義を説明し、加入を促すための資料の作成
- ◆ 転入手続き時における自治会加入促進
- ◆ 自治会未加入者への加入促進
- ◆ 公民館利活用の促進
- ◆ 自治会活動への啓発・支援
- ◆ 地域コミュニティ活動を促進するための、道路清掃活動等の支援

地域団体・地域活動への支援

地域団体などの活力を維持し、取り組みを活性化させるための取り組みをします。

- ◆ 地域団体などの組織力向上や活性化に対する支援
- ◆ 地域における協働に関する啓発
- ◆ 公民館等公共施設の整備・改修の検討

地域団体などの連携促進

青年会、女性会、老人会、子ども会などの協力体制を築き、さらに効果的な活動ができるようにします。

- ◆ 地域団体の間における連絡、情報共有体制の構築
- ◆ 地域団体に対する活動支援

(2) 町民参画の推進

住みやすく、豊かな八重瀬町をつくっていくには、さまざまな強みをもった人々の参画が不可欠です。自ら地域をつくっていく意識の醸成と、性別や年齢、職業などの違いによらず、誰もが参画しやすい社会を実現する取り組みを展開していきます。



現 状 と 課 題

- 世代交代やライフスタイルの変化、新しい住民の転入などは、地域づくりに対する町民の当事者意識を希薄にさせがちです。町および地域の取り組みに、町民が積極的に関わる意識を醸成する必要があります。
- 町民が地域に貢献する意識をもって、それを発揮する場がなければ実践に移すことができません。さまざまな立場や職業の町民が、地域づくりに参画できるような機会の創出が求められます。
- 集合住宅の増加などにより、他地域からの転入者が増えています。転入者が地域に溶け込み、既存の住民とともに地域づくりに参画しやすい仕組みが必要とされています。

町民の声

- 若い世代や転入者も、地域の行事に参加しやすいようにしてほしい。
- 町民参加のイベントが少ない。
- 地域にいる優秀な人材を活用すべき。
- 町民との対話によるまちづくりが重要。

町の取り組み

参画機会の創出

町の取り組みや、地域づくりに参画する町民を増やすための対策を講じます。

- ◆ 町民相互の交流活動を活かしたまちづくり
- ◆ 参画意識を向上させるための啓発や広報の推進
- ◆ 若い世代や転入者にも参画しやすい活動方法の普及
- ◆ ボランティア団体、NPO法人の育成や連携強化
- ◆ 自治基本条例やまちづくり基本条例の制定を検討
- ◆ 男女共同参画の推進

人材の活用

さまざまな職業や立場、さまざまな強みをもつ町民の参画と活躍を実現させる取り組みを進めます。

- ◆ 女性リーダーの育成
- ◆ 地域リーダーの育成
- ◆ 地域ボランティアの育成と活用
- ◆ 人材バンクの構築
- ◆ 各種委員会への女性登用

(3) 情報伝達・共有の仕組みづくり

町と町民、そして町民同士が相互に協力し、地域づくりを進めるには、情報の伝達と共有が欠かせません。必要な情報が必要な人へ効率良く届けられる環境をつくるための取り組みを進めます。



現 状 と 課 題

- 現状では、自治会に加入していない世帯に、町の広報誌などの行政情報が届いていない状況もみられます。行政からの情報が行き渡るような、仕組みづくりが求められます。
- 本町では情報伝達の手段としてホームページや SNSを活用していますが、情報に関連する技術や利用状況は今後も急速な変化を続けると予想されます。これからも効果的な情報伝達ができるように、適宜、伝達の手法を見直していく必要があります。
- 町に関する情報伝達は、一般的に行政からの伝達に偏りがちです。行政と町民、事業者の間における双方向の情報伝達、情報共有を促進する仕組みを構築する必要があります。

町民の声

- 役場からの情報が、全世帯に届くようにしてほしい。
- SNS(※)による情報発信を充実させる必要がある。
- さまざまな年齢層や立場の人たちが、笑顔で話せる場をつくと良い。

※SNS:Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン向けサービスの総称。

町の取り組み

行政からの情報伝達の徹底

行政からの情報が全町民に届くようにするために、情報伝達、情報共有の仕組みを改善し、情報格差のない町を目指します。

- ◆ 広報誌などの配布体制の充実
- ◆ ホームページの充実
- ◆ スマートフォンなどモバイル端末を活用した情報伝達
- ◆ 新たな情報伝達体制の検討
- ◆ 他自治体の動向や事例に関する情報収集の取り組み
- ◆ インターネットを活用した情報伝達などの環境整備の検討
- ◆ ICT活用能力を備えた人材の育成

双方向の情報伝達、情報共有の促進

- ◆ 行政懇談会の実施
- ◆ 議会報告会の検討
- ◆ その他の情報共有の手法に関する検討

(1) 自然環境の保全

本町が有する豊かな自然環境や美しい田園地帯は、町民の生活や観光を含む産業を支える大切な資源です。このため、市街地や農地、郊外や海岸域までをつなぎ、生活や産業、文化や学びの基盤となる自然環境や景観を保全し、活かすための取り組みを展開します。



現 状 と 課 題

- 本町には豊かな自然がありますが、一部には森林の減少など将来が心配される状況もみられます。森林や農地、河川、海など貴重な資源を保全するために無秩序な開発を防ぎ、自然にやさしいまちづくりを図る必要があります。
- 町内には複数の河川や豊かな地下水が存在し、風光明媚な海岸があります。しかし、生活排水や畜産排水等により、河川や海、湧水の水環境や地下水等の水資源の汚染が発生しています。これらは、農業・水産業などの一次産業や生活環境、観光振興に深刻な影響をおよぼすため、早急な対策が必要です。
- 本町内では、畜産や堆肥の生産、生活排水などからの臭気が、生活環境および観光業や飲食業などに悪影響を及ぼしているケースが散見されます。これらの悪臭は町民の生活の質や産業を損なっているため、対策を講じる必要があります。
- 豊かな自然環境を保全し、効果的で持続的な活用を図るには、子供から大人まで多くの町民が本町の自然環境とその価値について理解する必要があります。環境学習を推進し、本町の自然と環境保全に関する知識の普及と意識の高揚を図る必要があります。
- 山並みや緑豊かな丘陵、雄大で独特な海岸、農地、伝統的な集落、市街地など、本町には特徴的で優れた景観が数多く存在します。町全体で魅力ある景観を保全し、つくっていくための取り組みが必要です。

町 民 の 声

- 開発が進んで人口が増え、便利になる一方で自然が減っているので不安。
- 素晴らしい自然と景観があるので、保全と活用の両立をはかるべき。
- 畜産排水による川や海の汚染を、改善しなければならない。
- 畜産や堆肥をつくる事業所による悪臭がひどい。

町の取り組み

自然環境と景観の保全

将来に渡って良好な自然環境と景観を保全し、活用していくための取り組みを推進します。

- ◆ 自然資源と景観に関する現状把握
- ◆ 自然環境保全計画の策定
- ◆ 自然環境と景観の保全および活用に関する包括的な取り組みの展開
- ◆ 緑を育むまちづくりの推進
- ◆ 多自然型河川の整備、海岸線の整備
- ◆ 省エネルギー、新エネルギー化の促進
- ◆ 循環型社会の形成促進
- ◆ ゴミ処理対策の強化
- ◆ ゴミの最終処分対策の推進
- ◆ 不法投棄防止のための監視体制の強化
- ◆ 墓地建築に関する広報周知
- ◆ 墓地に関する基本計画策定の検討

豊かな水資源の保全と水循環の健全化

地下水等の豊かな水資源を保全し水循環を健全化するため、現状把握や保全に向けた取り組みを検討します。

- ◆ 河川や地下水などの水量や水質に関する現状の把握
- ◆ 水資源の保全と、水循環健全化のための手法の検討
- ◆ 生活排水や畜舎からの汚水への対応
- ◆ 水循環の健全化に向けた流域協議会の設置・運用の検討
- ◆ 水資源保持の重要性に関する啓発推進
- ◆ 地下水等水資源の有効活用に向けた方策検討
- ◆ 水資源の次世代継承に向けた取り組み推進

悪臭公害の解消

生活と産業の環境を損ねている悪臭を解消するため、早急な取り組みを行います。

- ◆ 臭気とその発生源、被害に関する現状把握
- ◆ 悪臭の解消策の検討
- ◆ 悪臭の発生源となっている事業者等への改善指導

環境教育の推進

多くの町民に環境に関心を持っていただくための啓発に取り組みます。

- ◆ 環境保全に関する啓発
- ◆ 環境教育プログラムの検討と実施

環境保全型産業の育成

環境に配慮した産業育成に向けた取り組みを推進します。

- ◆ 環境保全型産業に関する情報収集
- ◆ 環境保全型産業に関する知識の普及と、実践に対する支援

(2) 市街地および集落整備

本町の一体性の確立と本町全体の均衡ある発展のため、国土利用計画や都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、適正な土地利用の促進を図り、魅力と活気あふれる市街地の形成に努めます。



現 状 と 課 題

- 現在、八重瀬町内では異なる土地利用規制が行われており、具志頭地域は都市計画区域外となっています。このままの状態では無秩序な開発が行なわれることが懸念されます。今後の開発状況や住民の意向を踏まえた上で、地域の事情に応じた新たな土地利用計画を検討する必要があります。
- 市街化区域である字東風平・字伊覇・字屋宜原・字上田原の一部では、土地区画整理事業が進められ、生活基盤である道路や公園等の新市街地が整備されつつありますが、まだ十分とはいえない状況で、今後さらに住宅地や公的施設、商業・業務施設等の集積が求められています。
- 市街化区域外においては、道路や排水路、外灯、公園等の集落環境整備や非農用地整備による宅地造成を行うなど、生活基盤の整備を図っていますが、まだ十分とはいえない状況です。
- 豊見城市と南風原町に隣接する北部地域については、住宅開発や道路交通網の整備等により人口が増加傾向にあります。土地利用の見直しを進め、良好な居住環境を形成していくことが求められています。
- 国道507号沿道の拡幅整備や土地区画整理事業に伴い、住宅地や商業・業務施設の立地が進んでいます。今後の中心市街地形成に向けては、用途地域変更の見直しを行う必要があります。
- 河川や排水路が一部未整備のため、大雨時に浸水・冠水する箇所があります。
- 指定既存集落以外の集落または土地改良事業で生みだされた非農用地の一部地域では、住宅化が鈍化しています。都市計画法第34条第11・12号※や市街化調整区域内の地区計画等の導入を検討し、良好な宅地化を図る必要があります。

※都市計画法第34条第11号：2000(平成12)年の都市計画法の改定により、地域の特性に応じた開発許可制度の弾力的な運用が可能となり、県条例に基づき指定された土地の区域内において一定の開発を許容する制度。

都市計画法第34条第12号：人口減少集落の活性化等を目的に市街化区域から1kmを超える区域の集落についても地域の特性に応じた開発許可制度の弾力的な運用が可能となり、県条例に基づき指定された土地の区域内において一定の開発を許容する制度。

町民の声

- アパートやマンションだけではなく、テナントや商業施設を増やしてほしい。
- 新規転入者も生活しやすい環境をつくってほしい。
- 人口が増加して住宅がふえることはよいと思うが、自然も残してほしい。
- 町出身者のUターンの増加等に答えるべく農振地域も見直す必要がある。
- 商業施設が増加して住宅も増え、町が明るいイメージになった。

町の取り組み

都市計画のあり方の検討

今後の土地利用計画等を円滑に行っていくための各種検討を進めます。

- ◆ 北部地域の市街化区域編入の検討
- ◆ 既存市街地周辺の市街化区域編入の検討
- ◆ 市街化調整区域における地区計画導入の検討
- ◆ 都市計画区域外である具志頭地域の新たな土地利用に伴う区域編入の検討

市街地等の整備

本町のまちづくりの拠点となる市街地づくりを推進します。

- ◆ タウンセンターゾーンへの商業・業務施設等の集積
- ◆ タウンセンターゾーン一帯を核とした新たな中心市街地の形成
- ◆ 都市再生整備計画などの策定を検討し、魅力ある市街地の形成

集落の整備

先代から受け継がれてきた優れた集落環境の保全と基盤整備を推進し、また町民の生活環境整備に向けた取り組みを支援します。

- ◆ 集落内道路の幅員等の整備検討
- ◆ 地域緑化や文化資源活用など、生活環境整備に向けた町民活動の支援

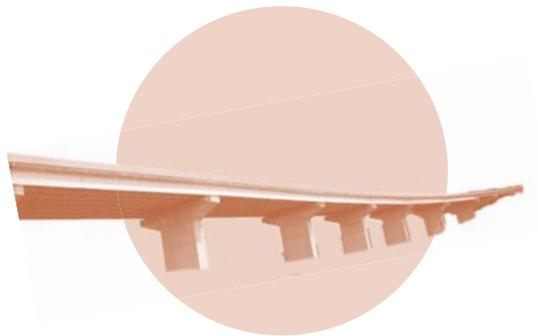
浸水・冠水対策の推進

大雨時等における浸水・冠水を避けるための対策を推進します。

- ◆ 側溝・水路・河川の整備の検討

(3) 社会インフラの整備・充実

町内のインフラには、劣化やニーズの変化により、そのままでは十分な機能が維持できないケースも出てきます。町民や事業者の利便性を高め、暮らしの充実や商工業の発展を実現できるような施設の設置や充実に、随時、取り組みます。



現 状 と 課 題

- 町内各地域の町民や事業者に利便性を提供し、地域の価値を維持、向上させるための、道路網の整備し、道路ネットワークの充実をはかる必要があります。
- 本町の基幹道路となる国道や県道等の整備を推進し、歩行者空間の確保を含めた生活道路の整備も進める必要があります。
- 町内のどの地域でも安心して町民が暮らし、事業者が活動できるようにするため、また水質汚染に関する問題を解消するために、今後も上下水道、集落排水処理施設の整備を進める必要があります。
- 町道や体育施設などの公共施設の中には、老朽化による機能の低下や安全性について懸念されるものもあります。各施設の現状を把握し、適宜、整備・改修や拡充をしていく必要があります。
- 町民から、既存の公園に関する設備の更新や充実、公園の新設を求める声が寄せられています。公園はさまざまな利用法で生活を充実させ、地域の価値にも寄与する施設であることから、充実と整備を進める必要があります。
- 自然や田園環境と調和した住宅地開発や、住宅地の開発にかかる協定の策定などを進め、自然環境を生かした市街地内の緑地整備を行う必要があります。

町民の声

- 公園が少なすぎる。遊具や座って休める場所を備えた公園をもっと作ってほしい。
- スポーツ施設を充実させてほしい。
- トレーニングやヨガなどに使える施設があるといい。
- 下水道の整備を進める必要がある。

町の取り組み

道路網の整備

道路の利用状況、各道路の状態などの把握をしながら、整備の方針を検討します。

- ◆ 国道や県道、町道の整備によるネットワーク化の促進
- ◆ 利便性の高い生活道路の整備
- ◆ 国道331号、507号、県道77号線および東風平豊見城線の早期整備
- ◆ 国道507号の無電柱化
- ◆ 歩行者空間の確保と改善
- ◆ 劣化がみられる道路や橋梁の更新
- ◆ 道路整備計画の更新

上下水道の整備・拡充

環境への影響や住民のニーズを考慮しながら、上水の安定供給と下水道の整備、循環型社会の実現に寄与する雨水利用を進めます。

- ◆ 良質で安定した上水の供給
- ◆ 集落排水処理施設の接続推進
- ◆ 下水道等の整備に向けた取り組みの推進
- ◆ 節水意識向上の啓発
- ◆ 雨水利用の促進

公共施設の整備と維持

公共施設が安全かつ有効に活用されるよう、整備・改修や統廃合に関する検討を行います。

- ◆ 公共施設の劣化に関する現状把握
- ◆ 公共施設の整備・改修や統廃合に関する検討

公園の充実

町内各地域で十分な機能を提供できるように、公園の充実を図ります。

- ◆ 公園に関するニーズの把握
- ◆ 都市公園長寿命化計画に基づく整備の推進
- ◆ 公園の新設に関する可能性の検討
- ◆ 町民や地元事業者との協働による公園の整備、維持管理の推進

(4) 公共交通の充実

町内各地域の維持や均衡ある発展、2次交通の重要性が高まっている観光客の集客のために、公共交通の充実は重要です。誰もが不自由や大きな負担を負うことなく移動し、暮らせる地域、多様な観光客を引き込むことができる環境を創出していきます。



現 状 と 課 題

- 町内には多くの障害者や高齢者が暮らしており、そうした町民の生活の維持や社会参加のために公共交通は欠かせません。
- 公共交通は学生等の通学や社会人の通勤にも重要であり、町の活力維持と発展にとっても大切なものです。誰もが不自由なく暮らせる環境づくりのために、公共交通の充実を図っていく必要があります。
- 町内の移動、および町内から他地域へ移動する手段として、路線バスが重要な位置を占めています。関連機関や事業者と連携しながら、路線バス網の充実と利便性の向上を図る必要があります。
- 近年、沖縄県への入域観光客数は増加の一途をたどっており、本町にも国内外から多くの観光客が訪れるようになりました。初めて本町に訪れる観光客の利便性にも配慮した公共交通の拡充が求められています。

町民の声

- 町の南部は交通が不便で、高齢者は外出しづらい。
- 路線バスを充実させてほしい。
- コミュニティバスを導入してほしい。

町の取り組み

路線バスの利便性向上

どの地域でも便利に暮らせる状況にするために、路線バス網の再編を検討します。

- ◆ 路線バスの利用状況とニーズの把握
- ◆ 関係機関や事業者との路線バス網再編の検討

その他交通手段の活用

交通弱者や観光客へ利便性を提供するために、路線バス以外の手段の検討も進めます。

- ◆ コミュニティバスの導入やタクシー等の活用に関する検討
- ◆ 商業施設などとの連携によるバス運行に関する検討
- ◆ 鉄軌道を含む新たな公共交通網に関する県および近隣市町村との連携

(5) 暮らしの安心・安全の向上

近年、各地で大規模な自然災害やこれまでなかったタイプの犯罪が発生していますが、本町でもそれら事象が発生する可能性があります。自然災害による被害や交通事故を防ぐインフラ整備や仕組みの整備、特殊詐欺やインターネット犯罪などの被害を防ぐ施策を展開します。



現 状 と 課 題

- これまでに、災害時の避難場所等の設置や指定などを進めていますが、町民や観光客に対するそれらの周知については、まだ十分な状況とはいえない面もあります。避難場所等や避難の方法について、一層の周知を進めていく必要があります。
- 災害が発生した際に、年少者や中高齢者、障害者等の被災率は、それ以外の人々の2倍近くになることが知られています。このため、災害弱者をつくらない取り組みが求められます。
- 災害が起きた際に被害を最小にするには、インフラ整備や行政のはたらきだけでなく、地域における取り組みが重要となります。自主防災組織の設置や避難訓練の実施などを促し、地域の防災力を向上させるための取り組みを支援していく必要があります。
- 特殊詐欺やインターネット犯罪には次々に新たな手口が現れ、全国で被害は発生しています。これら犯罪の動向を常に把握し、町民が被害を受けないような継続的な啓発が必要です。
- 交通事故の防止には、道路や安全施設等のインフラ整備と、運転者や歩行者などの安全意識やモラルが大きく関わります。これら両面の向上を図り、交通事故の防止を進めていく必要があります。

町民の声

- 人口が増え、子どもが増えた地域には、歩行者の横断が危ない所がある。
- 信号機やカーブミラーを増やす必要がある。
- 畑沿いの道に草刈りで出た雑草が積まれたままで、見通しが悪く危険。
- 台風時に停電しないように、電線の地下埋設を進めてほしい。
- バスが通る道でも暗い場所があって恐いので、街灯を設置してほしい。

町の取り組み

防災

ハードとソフト、両面の充実を図り、万が一の災害の際にも被害を最小限にします。

- ◆ 大規模災害を想定した避難ルートの確保と策定、防災マップづくり
- ◆ 避難場所等の存在や避難方法に関する広報の推進
- ◆ 災害弱者に対する支援体制の構築
- ◆ 防災のためのインフラ整備や食糧や水などの備蓄、緊急時のための通信機能の整備
- ◆ 地域の防災力を高めるための組織づくりと防災訓練の実施
- ◆ 消防、警察、自衛隊、役場による連携体制の強化
- ◆ 地域医療の充実と救急医療体制の強化
- ◆ 外国人観光客も含めた観光危機管理対策の推進
- ◆ 不発弾対策の強化

防犯

次々に現れる新たな犯罪の動向を把握し、町民が被害者にならないように努めます。

- ◆ 防犯灯の設置
- ◆ 各種犯罪に関する最新動向の把握
- ◆ 特殊詐欺やインターネット犯罪対策の推進
- ◆ 防犯に関する相談体制の充実
- ◆ 町民に対する防犯意識の啓発

交通安全

ハードとソフト両面の充実を図り、さらなる交通事故の防止を推進します。

- ◆ 交通インフラに関する現状把握
- ◆ 町内の交通に関する実態把握
- ◆ 不足箇所に対する信号機や歩道の整備
- ◆ 交通安全に関する啓発と、事故防止策の展開

(1) 行政

社会の変化は年を追うごとに速くなり、また、本町では新庁舎を中心とした開発の進行や新しい住民の移入が続いています。そうした状況に伴って多様化する行政ニーズに応えるために、業務の効率化と精度の向上を図ります。

現 状 と 課 題

- 業務の効率化を図り、より効果的な取り組みを展開していくには、業務の進捗の把握や目的の達成度に対する検証が必要です。これらを実現するための仕組みの検討と導入が求められます。
- 個人情報の保護をはじめとした情報セキュリティ対策は、全国的な課題になっています。本町でも、個人情報保護対策などのさらなる推進が必要です。
- ICT(情報コミュニケーション技術)は日々進歩しており、その有効活用は業務の効率化に欠かせません。ICTの動向に関する情報を収集し、新しい技術の導入についての検討を続ける必要があります。

町民の声

- 民間施設の中などで、早朝や夜間にも住民票などがとれるようにしてほしい。
- 役場窓口の対応や効率を改善してほしい。

町の取り組み

業務の検証

業務の効率化を図り、有効性を高めるために進捗把握や検証の手法を検討し、導入を図っていきます。

- ◆ 進捗管理指標や成果の把握方法の検討と決定
- ◆ 進捗管理や検証の仕組みの運営
- ◆ 総合的な行政評価システムの構築
- ◆ 行政改革の推進
- ◆ 計画的な定員管理、人員配置、総合行政体制の構築

情報セキュリティの向上

個人情報をはじめとした情報の漏洩を防ぎ、情報管理に関する高い信頼性を保ちます。

- ◆ 組織体制の整備
- ◆ 事務取扱担当者の教育
- ◆ 情報システムへの適切なアクセス制御
- ◆ 個人情報および機密情報の管理区域、取扱区域の安全管理

事務処理の効率化

ICTをはじめとした効率化の手法を検討し、さらなる合理化を図ります。

- ◆ 有効的な ICT の活用
- ◆ 合理的な行政運営に関する検討と実践
- ◆ 行政コストの削減
- ◆ 行政組織の見直し
- ◆ 職員研修の推進

(2) 財政

町の財源には限りがあり、常にその範囲内で優先順位に従った予算配分を行うことで、町民のニーズに応えていく必要があります。このため、持続的な財政運営を実現するために税収を増やしていく努力と、合理的な予算配分を行っていきます。

現 状 と 課 題

- 町内の公共建築物及びインフラ施設は老朽化しているものが多数あり、今後大規模な改修や更新等に多額の経費が見込まれています。
- 普通交付税においては、合併特例措置額が2016年度から2020年度まで5年間かけて段階的に削減され、その後も大幅な増額は見込まれず、財政運営は厳しい状況が続くと考えられます。
- 人口増加および高齢化の進展に伴い、今後も社会保障費が増大していくと見込まれます。こうした状況への備えを行い、必要なサービスを提供し続けることができる体制を整える必要があります。

町民の声

- 企業の誘致や産業振興、所得向上などを町の収入につなげる。
- 予算を使う優先順位を、よく考えてほしい。
- いろいろと、もったいない部分がある。他の地域からも学んで改善する必要がある。

町の取り組み

公共施設等の適正配置と維持管理費の縮減

今後の公共施設のあり方や管理に関する基本方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を基に、将来的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

- ◆ 公共施設等の適正配置
- ◆ 効率的な管理や長寿命化対策の推進

財源の確保

将来的に安定した財政運営を実現するため、自主財源の安定的な確保に努めます。

- ◆ 自主財源の安定的な確保
- ◆ 交付税措置のある優良債や国県補助制度の有効活用
- ◆ 地域振興基金積立の検討
- ◆ 使用料等の適正化及び補助金適正化委員会による補助金の見直し
- ◆ 町税の公平・公正な課税及び徴収体制の強化
- ◆ 公有地の売却・有効活用

健全な財政運営

中長期的な展望に立った計画的な財政運営の推進、健全化を図ります。

- ◆ 中長期財政計画の作成
- ◆ 計画的な定員管理、人員配置、総合行政体制の構築
- ◆ 財源の確保及び効率的な配分
- ◆ 特別会計等の経営健全化
- ◆ 行政コストの削減

(3) 職員の資質向上

社会の情勢、技術、町内の状況は時代とともに変化します。それらに伴って変わる町民のニーズに対応し、高い効率と品質で業務を遂行できる職員の採用と育成に取り組めます。

現 状 と 課 題

- 社会や技術の進歩は町民ニーズの変化と多様化をもたらし、行政職員に求められるスキルやワークスタイルも変わっていきます。本町の職員に対して、そうした環境で常に効率的で高品質の業務を行うための能力を身につけさせる必要があります。
- 自治体の業務とは、サービス業の1つです。よって、職員には各地域の町民に公的な配慮とサービスを提供し、満足感と安心感を与える義務があります。各職員に公的サービスの提供者にふさわしい業務遂行の手法や接遇を備えさせる必要があります。
- 各分野の技術やノウハウは、年々高度化しています。今後も十分なサービスを提供し、さらに高度なニーズにも応えていくために、専門性を有する人材の確保が求められます。

町民の声

- 窓口での対応や気づかい、働きぶりをもっと改善してほしい。
- 町の出身者以外も積極的に採用すべき。
- 職員の数が多すぎる。
- 臨時職員が少なくなっているらしく、負担が増えていないか心配。

町の取り組み

職員の業務スキルの向上

社会やニーズの変化に対応し、効率的で高品質な業務遂行を実現していくために、優秀な人材の確保と育成に努めます。

- ◆ 計画的な職員採用の実施
- ◆ 再任用制度・任期付制度による職員の任用
- ◆ 行政の公的サービスに必要な資格職、専門職員の計画的配置
- ◆ 会計年度任用職員制度による優秀な人材確保
- ◆ 研修制度の改善、強化

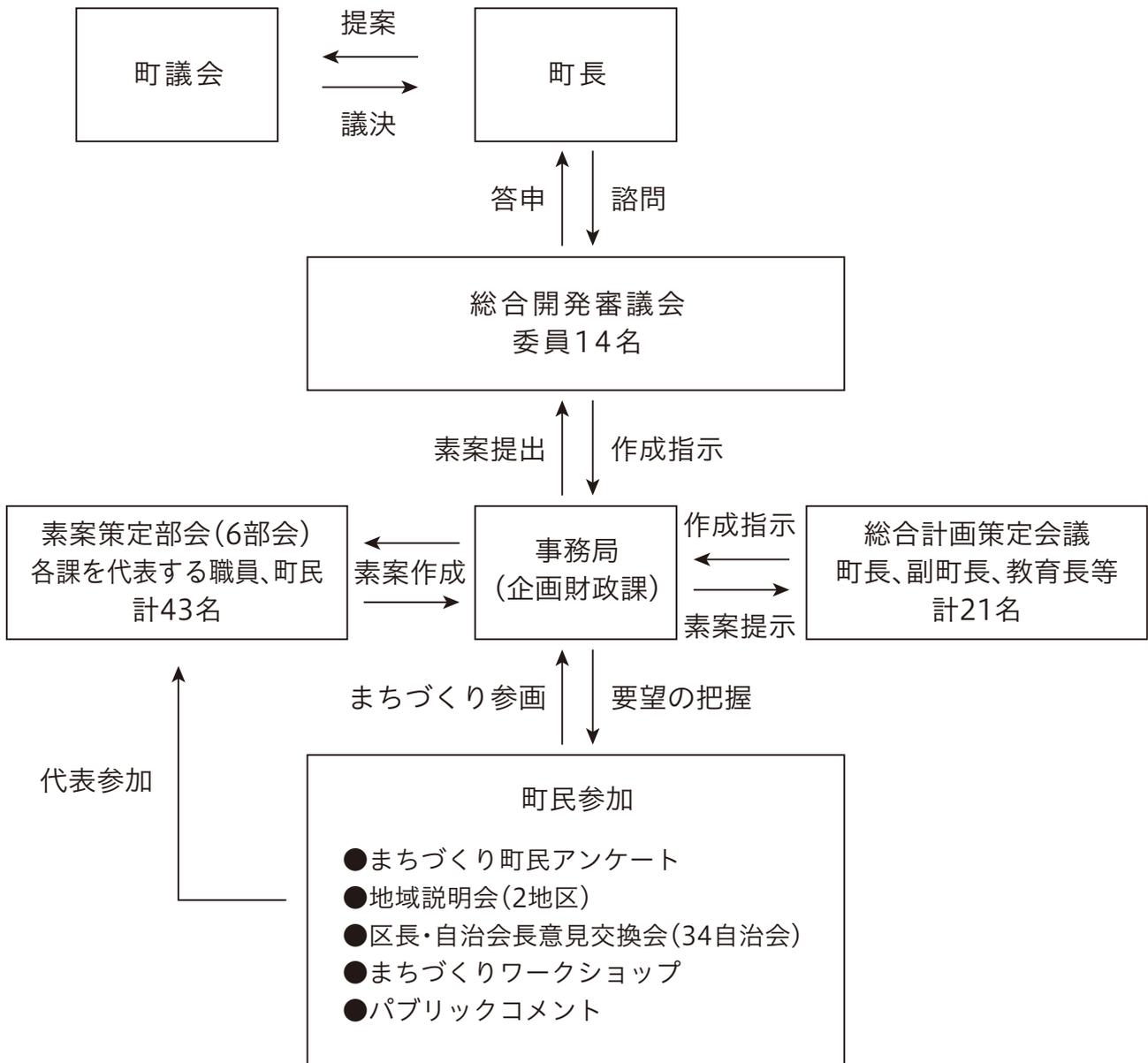
職員のモチベーション、成長意欲の向上

- ◆ 人事評価制度の適正な運用
- ◆ 管理職の必要要件に関する人事評価
- ◆ 各階層、担当の職責に関する人事評価

資料編

1 策定の経緯

1.1 総合計画の策定体制



2 各種会議の開催

2.1 総合計画素案策定部会

回数	日時	検討事項
第1回	2018年6月15日	基本構想および施策体系の検討
第2回	2018年9月27日	基本構想および施策体系の検討
第3回	2018年12月7日	基本計画の検討

2.2 総合計画策定会議・幹事会

回数	日時	検討事項
第1回	2018年4月3日(策定会議)	基本構想の検討
第2回	2018年10月4日(幹事会)	基本構想および施策体系の検討(資料配布・意見聴取)
第3回	2019年1月15日(幹事会)	基本構想および施策体系の検討
第4回	2019年2月26日(策定会議)	総合計画案の検討

2.3 総合開発審議会

回数	日時	検討事項
第1回	2018年1月17日	諮問、将来像の検討
第2回	2018年4月12日	将来像の検討
第3回	2018年10月25日	総合計画案の確認、検討
第4回	2019年1月17日	総合計画案の確認、検討
第5回	2019年2月27日	総合計画案の確認、検討
第6回	2019年3月13日	総合計画案の確認、答申

3 町民協働の取り組み

3.1 地域説明会

開催地域	日時	検討事項
東風平地域	2018年7月3日	第1次総合計画の内容や、八重瀬町の現状についての説明および意見交換 参加者両地域とも約50人
具志頭地域	2018年7月4日	

3.2 まちづくりワークショップ

回数	日時	検討事項
第1回	2018年6月20日	八重瀬町の教育、福祉について 参加者24人
第2回	2018年7月19日	八重瀬町の生活環境について 参加者15人
第3回	2018年8月21日	八重瀬町の経済、産業について 参加者20人

3.3 八重瀬町のまちづくりに関するアンケート（町民アンケート）

対象者	15～79歳の町内在住者2,000人 ※対象者は住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による調査票を送付 同封の返信用封筒による回収
実施期間	2018年5月21日発送 締切2018年6月4日 ※2018年6月15日到着分まで集計
回収件数・回収率	有効回収数:445票 回収率:22.3%

3.4 区長・自治会長意見交換会

回数	日時	参加自治会
第1回	2018年12月11日	外間・友寄・友寄第一団地
第2回	2018年12月12日	宜次・白川ハイツ・大倉ハイツ・友寄東ハイツ・県営外間高層住宅・県営伊覇団地
第3回	2018年12月13日	東風平・伊覇
第4回	2018年12月17日	富盛・当銘・小城
第5回	2018年12月18日	具志頭・新城・後原・港川・長毛・長毛団地・上田原
第6回	2018年12月19日	大頓・玻名城・与座・仲座
第7回	2019年3月20日	県営外間団地・屋宜原・屋宜原団地・県営屋宜原団地・志多伯・世名城・高良・安里・県営大頓団地

3.5 パブリックコメント

実施場所	八重瀬町役場、具志頭出張所
実施期間	2019年1月22日～2019年2月4日

3.6 議会説明

日時	会議等	検討事項
2019年3月1日	議会全員協議会	総合計画案の説明、質疑応答
2019年3月18日	第2次八重瀬町総合計画に関する 審査特別委員会	総合計画案の確認、質疑応答
2019年3月28日	平成31年 第2回定例会	総合計画議会議決

4 諮問・答申

4.1 総合開発審議会への諮問

八重瀬町諮問第5号
平成30年4月10日

八重瀬町総合開発審議会
会長 金城 榮幸 殿

八重瀬町長 新垣 安弘

第2次八重瀬町総合計画について（諮問）

八重瀬町総合開発審議会設置条例第2条に基づき、第2次八重瀬町総合計画について調査、審議くださるよう諮問いたします。

4.2 総合開発審議会からの答申

平成 31 年 3 月 13 日

八重瀬町長 新垣 安弘 殿

八重瀬町総合開発審議会
会長 金城 榮 幸

第 2 次八重瀬町総合計画について（答申）

平成 30 年 4 月 10 日付八重瀬町諮問第 5 号により、当審議会に諮問のありました第 2 次八重瀬町総合計画（基本構想・前期基本計画）について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、この答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望いたします。

記

1. 本計画を推進するにあたっては、町民が積極的に参画できるよう、情報の公開・共有の重要性を再認識し、周知の徹底に努め、町民と行政との協働による、町民総意のまちづくりを推進されたい。
2. 多様化する町民ニーズへの対応など、八重瀬町を取り巻く環境は大きく変化していく中で、広域的、長期的な展望をもって状況を把握し、本計画に掲げられた各施策について、迅速かつ効果的な事業の実施に取り組みたい。
3. 本計画の各施策について、定期的な進捗状況の把握と的確な評価・検証等を実施し、本計画の進行管理を図られたい。

5 各種条例、規程等

5.1 八重瀬町総合計画策定条例

(平成29年12月20日条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本的理念や将来像と、その具体化のための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、具体的に実施する事業計画を示す等の必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(町民意見の反映)

第5条 町長は、総合計画を策定するときは、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(審議会への諮問)

第6条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、八重瀬町総合開発審議会設置条例(平成18年1月1日条例第21号)第1条に規定する八重瀬町総合開発審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(総合計画の公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5.2 八重瀬町総合計画策定会議規程

(平成18年9月29日訓令第77号)

(設置)

第1条 町の総合計画の策定に関する重要事項に関し関係課の調整及び事務の円滑な推進を図るため、総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定会議は、町長、副町長、教育長並びに各課長・局長の職にあるものをもって構成する。

2 策定会議の議長は町長、副議長は副町長とし、策定会議は必要に応じて議長が招集する。

(幹事会)

第3条 事務の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、副町長並びに各課長・局長の職にあるものをもって構成する。

3 幹事会の議長は副町長とし、幹事会は必要に応じて議長が招集する。

4 議長に事故があるときは、企画財政課長がその職務を代理する。

(幹事会職務等)

第4条 幹事会は、町の総合計画に関する事項を調査審議し原案を作成する。

2 議長は、幹事会及び部会で調査審議した事項について町長に報告しなければならない。

(素案策定部会)

第5条 素案策定部会は、町の総合計画に関する事項を調査審議し素案を作成する。

2 素案策定部会は、各課・局を代表する数名の職員、希望する職員並びに公募により参画する住民、若干名をもって構成する。

3 素案策定部会は、1)住民協働・まちづくり活性化部会、2)行財政部会、3)保健・福祉部会、4)教育・文化部会、5)産業振興部会、6)都市計画・環境部会で組織し、各部会に部会長を置き、部会長は互選する。

(意見の聴取)

第6条 会議は、必要に応じ関係行政機関、学識経験者等から意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 総合計画の策定作業を統轄し、策定会議の庶務を行うため、企画財政課内に事務局を置く。

(課等の協力)

第8条 各課等の長は、総合計画策定作業が円滑に行えるように配慮し、所管課職員をして全面的に協力させなければならない。

第9条 総合計画は、策定会議で策定した素案に基づき町長が決定する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第21号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日訓令第27号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

5.3 八重瀬町総合開発審議会設置条例

(平成18年1月1日条例第21号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、八重瀬町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本町の定める総合計画及び国土利用計画について町長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員
- (2) 町農業委員
- (3) 都市計画審議委員
- (4) 公共的団体を代表する者
- (5) 知識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者
- (7) 町職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 総合開発審議会委員名簿

6.1 総合開発審議会委員名簿

氏名	所属	備考
上江洲 由秀	町教育委員会職務代理者	町教育委員
知念 正和	町農業委員会会長	町農業委員
根路銘 恵一	町都市計画審議会会長	都市計画審議委員
宇地原 敏夫	町都市計画審議会委員	都市計画審議委員
安座名 幸一	町区長会会長	公共的団体を代表する者
宮城 明美	町女性連合会会長	公共的団体を代表する者
田前 義徳	町商工会会長	公共的団体を代表する者
樋岡 邦彦	港川漁業協働組合組合長	公共的団体を代表する者
野原 均	J Aおきなわ東風平支店支店長	公共的団体を代表する者
伊福 正二郎	町青年連合会会長	公共的団体を代表する者
金城 榮幸	町社会福祉協議会会長	知識経験を有する者
神谷 明德	元八重瀬町収入役	知識経験を有する者
石川 勝弘	八重瀬町副町長	町職員
諸見里 勲	八重瀬町教育長	町職員

6.2 総合計画策定会議・幹事会名簿

氏名	所属
新垣 安弘	町長
石川 勝弘	副町長
諸見里 勲	教育長
山川 満	会計課長
平良 朝明	議会事務局長
金城 勇誠	総務課長
神谷 学	企画財政課長
上江洲 剛	住民環境課長
與谷 浩	税務課長
永山 清和	社会福祉課長
金城 一史	児童家庭課長
仲座 直樹	健康保険課長
諸見里 浩	農林水産課長
大城 辰憲	農業委員会局長
金城 盛勝	観光振興課長
嘉数 成裕	まちづくり課長
金城 進	土木建設課長
野原 一夫	区画整理課長
新垣 正次	学校教育課長
照屋 健	生涯学習文化課長
屋富祖 修	スポーツ振興課長

6.3 総合計画素案策定部会委員名簿

部会	氏名	所属
(1)住民協働・まちづくり 活性化部会	宮城 優子	総務課
	酒本 真隆	総務課
	上江洲 由樹	企画財政課
	神里 和樹	企画財政課
	野原 直輝	観光振興課
	糸数 貴子	町民代表
	知念 正祐	町民代表
(2)行財政部会	永山 安盛	総務課
	上江洲 直樹	総務課
	安座名 誠	企画財政課
	神谷 吉朋	企画財政課
	宇地原 勇	議会事務局
	野原 大輔	税務課
	新垣 由佳	健康保険課
(3)保健・福祉部会	具志堅 千恵美	児童家庭課
	屋宜 崇	児童家庭課
	伊良波 朝貴	社会福祉課
	屋嘉比 健作	社会福祉課
	新垣 里美	住民環境課
	平良 祐子	健康保険課(保健センター)
	宮城 里美	健康保険課(保健センター)
	下門 申吾	スポーツ振興課
(4)教育・文化部会	比屋根 朗	学校教育課
	宇地原 裕美	学校教育課
	新里 尚美	生涯学習文化課
	謝花 哲康	生涯学習文化課
	宮里 兼也	生涯学習文化課
	平田 義久	スポーツ振興課
(5)産業振興部会	金城 明彦	農林水産課
	前仲 和人	農林水産課
	知念 英則	まちづくり課
	屋宜 睦夫	観光振興課
	知念 杏奈	観光振興課
(6)都市計画・環境部会	照屋 唯英	土木建設課
	福岡 靖司	土木建設課
	知念 幹雄	まちづくり課
	喜納 信也	区画整理課
	金城 徳守	区画整理課
	知念 秀起	住民環境課
	新城 安二	企画財政課
	平仲 正美	町民代表



1990年頃の具志頭交差点周辺



2019年3月現在の具志頭交差点周辺

第2次八重瀬町総合計画

制作 沖縄県八重瀬町
所在地 〒901-0492 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1188
電話 098-998-2668
URL / <http://www.town.yaese.lg.jp/>
編集 企画財政課
発行 2019(平成31)年3月